

## 成立期における地主森林経営の構造：日田林業地帯, 合谷家の森林・所有経営

堺, 正紘  
九州大学農学部

<https://doi.org/10.15017/15903>

---

出版情報：演習林集報. 25, pp.75-121, 1974-02-28. Kyushu University Forests  
バージョン：  
権利関係：



# 成立期における地主森林経営の構造

——日田林業地帯，合谷家の森林・所有経営——

堺 正 紘

## The Structure of Landowner's Forest Management at the Establishing Stage

Masahiro SAKAI

### 目 次

はじめに

1. 山林の集積過程とその特徴
2. 農民造林の構造と杉立木の商人的集積
3. 伝来型地主の没落と奥地天然林の購入
4. 地主森林経営の形成とその構造
  - 1) 実生苗の導入と大規模造林
  - 2) 苗木市場の形成と苗木の調達形態
  - 3) 「杉造林・カンノ作」結合説の再検討
  - 4) 「杉山手入」労働力の雇用形態と地主森林経営の構造

### は じ め に

本稿は、大分県日田郡中津江村にあって、明治中期以降極めて積極的な森林経営を行ない、とくに「吉野林業」を日田地方に導入するのに力を注いだ合谷家の森林経営の草創期における構造を、同家に所蔵されている資料によって明らかにすることを目的としている。同家は山林地主としての基盤を、鯛生金山からの莫大な配当金によって、明治中末期にはほぼ確立し、引き続き積極的な造林投資を進めており、その経営は日田林業地帯の地主森林経営の一つの典型とみることができる。もちろんその森林経営には、吉野杉への傾斜の大きさ、金山の配当が資金の給源であったことなど、個別的な条件はあるけれども、明治中末期という日田地方における森林経営の成立期においては、その多くが「吉野杉」（＝実生苗）によって大規模造林を実体化しえたし、また商人資本的な活動によって造林資金を得ているのだから、合谷家だけがとりたてて特殊的环境にあったわけではない。

さて、森林経営の構造、性格に関する研究は、林業経済研究にとって、常に、中心的な課題であったのであり、したがってその研究業績もすでにかんがりの量に達している。

ところで、わが国の森林経営は、農民的森林所有・経営とその対極としての地主（的）森林所有・経営とを2極とし、その中間をそれらの移行形態が埋めるという構造において実在しているわけであるが、ここにおいて地主森林所有・経営の構造的特質とはといえば、それにはとりあえず「資本と賃労働」の関係を内包するところの大規模経営という規定を与えることができよう。とすれば、それは資本家の経営であろうか。否である。一般的な認識は、地主森林経営の資産保持的、地代取得的な性格の強さの故に、これは利潤率を基本的な契機として運動するところの資本家の経営ではない、と規定しているといつてよ

い。つまり、地主森林所有・経営は「地主的」な経営として把握されているわけである。

しかし、「地主的」ということに盛られる意味内容は決して一様ではなく、いわば「論者の数とともに多い」のであるが、最も支配的な認識は前近代的な諸関係の中に「地主的」側面をみている。いいかえれば地主森林所有・経営の資本主義化を既定の事実とし、それを阻む諸要因として地主的諸関係を剔出するという論理構造が、最も多くみられる考え方なのである。つまりさらにいえば、賃労働を雇用するところの森林経営における「資本と賃労働」関係の非近代的（半封建的といわれることが多いが）諸側面が、地主の資産保持的、地代取得的性格を維持、再生産し、したがって林業生産力の発展を阻害しているというのが、一般に共有された視座であったわけである。

だが果して、地主森林経営はそのような展望を内包したものとして実在しているのだろうか。また、それは、わが国の森林経営の他の一極を構成するところの農民的森林経営とは、範疇的に異なるものとして展開しているといえるのだろうか。あるいはいいかえれば、農民的森林経営——生活者としての「人間」による生産的労働——を、わが国における森林経営の基礎範疇として設定しうる論理を、地主森林経営を批判的に検討することによって、構築することはできないのであろうか。そしてまたこれが、本稿の背後を貫く主題でもある。

本稿を成すにあたって、合谷家の全面的な御協力を戴いた。また田北広雄、梶原才一の両氏には度々御面倒をおかけした。深く感謝したい。

## 1. 山林の集積過程とその特徴

1970年における合谷家<sup>1)</sup>の所有山林面積は約 600 ha であるが、これら山林の所在地は第1表に示したとおりである。同家の出身地である中津江村内に約 160ha を所有しておりそれだけでも大山所有者としての資格を備えている。しかしそれが同家の所有山林全体に占める割合は3割にすぎず、日田郡外に所有する山林のウェイトが圧倒的に大きい。したがって、今なお森林蓄積の面では主力をなしているとはいえ、中津江村内の山林が主役の座を降りるのはそれほど遠いことではないであろう。

ところで、これらの山林は、そのほとんどが杉檜の人工林なのであるが、第2表はこの人工林の立木本数を年齢別に示したものである。1969年に購入した玖珠郡の山林が、まだ、造林中だったため省かれている

第1表 山林所有の現況 (ha, %)

|              |          |
|--------------|----------|
| 中津江村内        | 163( 27) |
| 日田郡内 (除中津江村) | 17( 3)   |
| 大分県内 (除日田郡)  | 225( 38) |
| 福岡県          | 83( 14)  |
| 熊本県          | 110( 18) |
| 合 計          | 598(100) |

注) 1. 合谷家の資料により作成。  
2. 1970年の数値である。

第2表 年齢別スギ・ヒノキ立木本数 (1,000本)

| 林 齢 | 1~5   | 6~10  | 11~15 | 16~20 | 21~25 | 26~30 | 31~35 | 36~40 | 41~  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 本 数 | 302.9 | 224.4 | 194.8 | 120.5 | 0.7   | 13.4  | 21.1  | 24.2  | 25.3 |

注) 1. 面積合計 389.14 ha に成立する立木の本数。  
2. 大分県玖珠郡内の林野については含まれていない。  
3. 合谷家の資料により作成。1969年ころの数値である。

ので総面積は約 390 ha となっている。本数表示<sup>2)</sup> であるためこれから正確な齢級別面積や蓄積を算出することはできないけれども、大まかには次のことがいえる。すなわち、まず20年生以下の林分、つまり戦後の造林にかかわるものが圧倒的に多いことである。しかしこれは後にも述べるように、所有山林の過半が戦後に購入されたことに起因しているのであって、同家の植林の開始が戦後であることを意味するわけではない。このことは30年生以上の林分、いいかえれば戦前に植付けられたものが7万本余りを数えており、森林の資産的価値の決して小さくないことから分かる。これら30年生以上の林分はいずれも中津江村内にあるわけであるが、さらにそのうちの5万本以上が35年生以上であることは合谷家の森林蓄積が、日田地方の大山林所有者の例にもれず<sup>3)</sup>、極めて大きいことの証左でもある。

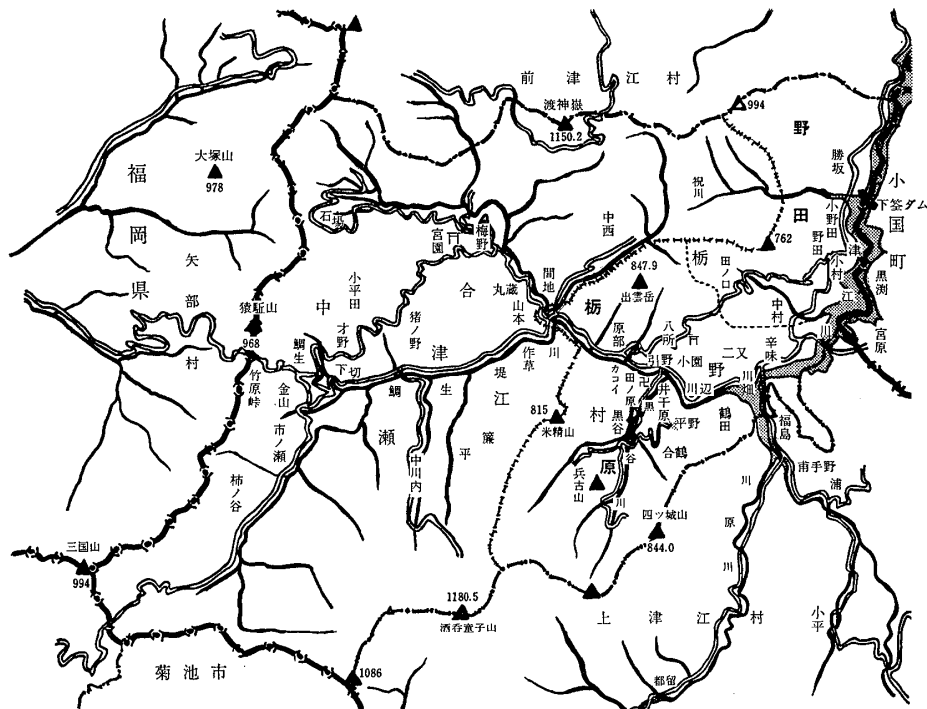
さて、合谷家の所有山林の現況は以上のとおりであるが、その集積の過程は中津江村内の山林の場合と日田郡外の山林とはその時期など大きく異なっている。そこでこの過程を時期区分すると(1) 1890～1915年の「激動の25年間」、(2) 1916～1955年の「長い沈滞期」、そして(3) 1956年以降の「旧製炭地帯への進出期」の3時期に区分することができる<sup>4)</sup>。いうまでもなく「激動の25年間」は日田郡内での山林集積の時期であり、「進出期」には日田郡外での林野の購入が大面積に行なわれたのであった。

第3表をみよう。これは合谷家が現在中津江村において所有しているところの林野について、その入手時期を5年毎に区切って集計したものである。面積が台帳面積であること、1970年までに手離した林野を除いていること、など不十分な面もあるが大体の動きは把握できる。すなわち、同家が最も精力的に山林を集積したのは1890（明治23）年から1915（大正4）年の25年間であり、現在の所有山林の過半がこの時期に入手されているものであること、そしてその後購入されたものは極く僅かであることである。「激動の25年間」と「長い沈滞期」と呼ぶ所以である。しかし第1期の「激動の25年間」は仔細にこれをみると2つの質的に異なる内容を含んでいるのであって、その1つは集落に比較的近いところの極く小面積の山林の購入であり、他の1つは奥地の大面積林野の買入れである。前者が農民の小規模直挿造林の集積を、後者が天然生林の入手をそれぞれ意味することは容易に推察されるところである。时期的にはまず農民造林の集積が江戸時代末期から明治初期にかけて盛んに行なわれ、その後大面積天然林の購入と吉野林業に学んだところの実生苗による大規模造林が実行されるという順序であるが、土地台帳によって作成した右表では明らかにしがたいので、次節以降ではこの点について別の角度から検討

第3表 所有山林の入手時期

| 年          | 筆 数 | 面 積(町) |
|------------|-----|--------|
| 1890 (明23) | 44  | 6.98   |
| 95 (〃28)   | 49  | 12.80  |
| 1900 (〃33) | 67  | 21.20  |
| 05 (〃38)   | 86  | 23.54  |
| 10 (〃43)   | 95  | 24.33  |
| 15 (大4)    | 100 | 30.59  |
| 20 (〃9)    | 100 | 30.59  |
| 25 (〃14)   | 100 | 30.59  |
| 30 (昭5)    | 100 | 30.59  |
| 35 (〃10)   | 106 | 32.16  |
| 40 (〃15)   | 110 | 32.36  |
| 45 (〃20)   | 111 | 32.37  |
| 50 (〃25)   | 115 | 32.46  |
| 55 (〃30)   | 121 | 33.11  |
| 60 (〃35)   | 148 | 37.86  |

- 注) 1. 合谷家が現在所有している山林の入手時期を示す。  
 2. 1900年67筆、21町余は同年12月末日現在で所有している山林を意味する。  
 3. 土地台帳により作成。



第1図 中津江村略図

していくつもりである。

次の第2期つまり「長い沈滞期」は林野集積という点では確かに停滞的であったが、森林経営の構造の大きく変貌した時期であった。というのはこの時期の育林労働力は合谷家の営む豪農的地主経営<sup>5)</sup>の労働力循環のなかに組み込まれ、年雇や雇いつけの労働力を基幹部分に据えつつ森林経営が行なわれるようになる。こうした森林経営の構造が形成されるのは厳密には1911(明治44)年からであり多少のタイムラグはあるが、これがこの時期の前半期の特徴であることに変わりはない。しかしこのような構造は豪農的地主経営の解体によって変化するのであって、合谷家の実態に即していえば、それは1935(昭和10)年ころにおける「世話人」制度への移行<sup>6)</sup>として現われているのである。このように1916年から第二次世界大戦後に至る「長い沈滞期」には森林経営のための労働力基盤に質的な変化が認められるのであり、こうした変化のもつ意味を森林経営の性格との関連で検討することには大きな意義があるのであるが、これに触れる余裕のないのは残念である。

さて第3期の「旧製炭地帯への進出期」の実態は第4表に示している。日田郡外への進出は1960年における熊本県の阿蘇高森での30haの購入を始めとし、とくに1965年以降に本格化しているのであるが、いわゆる先進林業地帯の大規模森林経営者の後進林業地帯への進出は1955～65年ころとされている<sup>7)</sup>ので、合谷家の場合5年程のおくれがあることがわかる。ところでこうした山林集積は少なくとも当時においては森林資産の増大を目的として行なわれているといってもよい<sup>8)</sup>。この森林資産の増大はいうまでもなく拡大造林によって実現されるわけであるが、すでに所有山林の人工林化を戦前段階において完了していた同家にとって、それが林地の外延的拡大なしには不可能だったことはいうまでもな

い。とすれば森林資産の増大のためのコストは林地の購入費と造林経費ということになるが、周知のとおり特別の事情がないかぎり後者にはそれほどの差はない<sup>9)</sup>。したがってコストとして最も大きくきいてくるのは林地の取得価格である。もちろん地味や地位を抜きには考えられないけれども、上に述べたところの後進林業地帯への進出は、このような「安い造林適地」を求める林業資本の行動の現われであったのである。

しかし山林集積に投じられる資金はどこに基礎をおいていたかという、それは基本的には森林蓄積そのものであった。これを合谷家に即していえば、明治以来積重ねられてきた杉人工造林の伐採代金が森林資産増大のための原資として投入されたのである。だが1965年ころまでは既存の森林蓄積の果実の範囲内で林地の購入が行なわれており、したがってその規模は比較的小規模に止まらざるを得なかった。ところが1965年を前後して下笠ダムの水没補償金がいっており、これが山林集積の呼び水となることになる。合谷家は江戸時代末期に久留米からこの地に来住し始めは八所部落にあったが、その後明治中期には道路の開通などで中・上両津江のセンターとして市街を形成しつつあった川畑部落（通称栃原部落）に下っている。下笠ダムはこの栃原部落など多くの集落や耕地等を湖底に沈めた<sup>10)</sup>わけであるが、そこにあった合谷家の屋敷は「その門構、家の作り、庭園等見事なものである。130坪の母屋に続いて納屋、物置、土蔵等整然と建並び、手入も行きとどき、落ちぶれた平地地帯の地主の家などとは比べものにならない」<sup>11)</sup>ものであった。またこの外にも宅地を所有していたし、水没した林地及びスギ立木やわずかであるが耕地などの補償等を合わせると補償金の総額は7,000万円を越えていたという。合谷家はこれを山林購入代金に充当し、さらに既存の森林資産を伐採して各地での天然林の買入れを行なったのである。そしてこれらの林野での造林は団地造林補助金や公庫融資を利用して、すでにこれを終了している。

第4表 日田郡外への進出状況 (ha)

| 年       | 山林名  | 面積  | 備考  |
|---------|------|-----|-----|
| 1960    | 高森   | 30  | 熊本県 |
| 1963    | 菊池   | 30  | 〃   |
| 1966    | 福岡県内 | 80  | 福岡県 |
| 1967    | 由布院  | 42  | 大分県 |
| 1967—71 | 大坂間  | 50  | 熊本県 |
| 1969    | 玖珠   | 183 | 大分県 |

注) 合谷家の資料により作成。

注 1) 合谷家の祖・合谷元益は旧姓を田中といい、久留米藩の御典医であったが、故あって栃原村井干原に来て、地下医となっている。その後井干原から八所に上っている。元益の子・保(1816~97)は「広瀬淡窓之門に遊び」「医を学び」1842(天保13)年に「父元益之医籍を継いだ。また医業の「傍ら貸金業をなし」(安部黙平:『大分県日田郡案内』1936, p. 62)もってすでに旧天領時代には「帯刀を免ぜ被れ、里正と為」り、維新後も「戸長に選ばれ」ており、早くも村政の中樞を牛耳っている。合谷家の山林を拡大したのは第3代・三郎(1871~1931)である。すなわち彼は「能く累代の産を守るのみならず、…一層積極的に益々家産の増殖に力を用ひ」(安部:前掲『案内』), また村長、郡会議員を勤めたりしているが、先代からの貸金業の収益、また彼が投じた金山の株の巨大な配当金を山林投資にふり向けたのである。なお彼はその積極的な林業観を『大日本山林會第15總會及吉野林業ニ就キテ』という視察報告と、『郡有造林設置ニ付御願』(いずれも『日田林業発展史資料(3)』, 1970収録)とにおいて吐露しているが、紙幅の関係でこれに触れることのできないのは残念である。なお4代・三也(1915~44)は若くして戦死したためほとんど力を発揮する機会がなかったが、現当主・卓司氏は、1962年に九大林学を卒業後、その森林経営に専念し、積極的な森林資産の増大に勉め

ている（出拠を示したもの以外は合谷家の資料による）。

- 2) 日田地方では古くから杉造林については本数で表現する。「〇〇町歩の造林」ではなく「〇〇本の植林」である。また、成林についても「目通り廻し〇〇尺の杉が〇〇〇〇本」という表現が一般的である。

このため次のような悲喜劇がおこる。上津江村のN氏は永年熊本県に在住して製材業を営み、同村の所有山林には世話人をおいていた。経営については世話人まかせで、植付本数、下刈本数（下刈も本数で表わす）の報告にしたがって賃銀を支払ってきた。ところが、1965年に製材工場が倒産したので、帰村してみると、1ha 当り実に2万本近くの植付がなされており、惨憺たる状態だったという。この場合、もし、伐採代金の一定割合を世話人に還元するというような、吉野林業における山守制度に類する習慣でもあれば、このような馬鹿げたことは起きなかったかも知れない。

- 3) 日田地方の「大規模林業経営」の森林の内容は「日田林業の発展の古いことを示し、おしなべて造林の進捗度および造林地の令級配置は充実してお」（日本林業経営者協議会：『昭和43年度 大規模林業の経営動向に関する調査研究（九州地域）』、1969, p. 141）という。
- 4) 船越氏は、林業における土地市場の展開について次のように述べている。「天然林採取段階から育林初期段階においてダイナミックに展開された林地の集散運動は、育林的土地所有として定着をとげる段階に入ると小口散発的となり、総じて慢性的停滞過程に入ることになる」（船越昭治：「林業の展開構造と山林所有」『岩手大学農学部演習林報告』、第3号、1971, p. 4）、そしてこの「育林地主的山林所有も育林深化段階に移行するにつれて、地主的土地所有と土地経営を支えていた構造的基盤がしだいに変質を余儀なくされ、……育林地主としての基盤拡大の展望を域内では見出しえなくなってしまう」（同上, p. 8）と、述べている。合谷家の山林集積の経過を説明する言葉でもある。なお、氏は「近代林業の展開の起点は、小商品生産の一定段階の高まりを必要とする」（同上, p. 5）とも述べているが、農民的樹芸林業の深化を前史に展開した日田林業を考える場合とくに必要な認識方法だと考えたい。
- 5) 合谷家の場合、耕地所有は田・畑合わせても4町歩余しかなく、しかもそれらは小作に出されていたので、耕種農業には全くみるべきものがなかった。茶の栽培・製造販売、楮・三桷の栽培・販売、および椎茸、たばこなどが中心であった。なお黒田氏は「農民の上層、殊に下男・下女をおき名子或は転落農民の労働力を駆使して、樹芸林業を大規模に経営していた豪農類型に入る農民層」（黒田迪夫：『日田林業発達史』〈林業発達史資料第65号〉、1957, p. 18）が、天領時代の日田地方にはかなり存在したことを示唆している。しかしこの大規模経営の性格を名子労働を基幹とする名主経営とすることはできないのであって、基本的には年雇労働による豪農手作経営とみなすべきであると思う。
- 6) この点については拙稿：「昭和戦前一戦中期、日田地方における育林労働の形態変化」（『日本林学会九州支部研究論文集』No. 26, 1972）、においてその概要を報告しているので参照されたい。
- 7) 黒田迪夫：「林野所有の構造と戦後の育林生産の展開」（塩谷勉・黒田迪夫編『林業の展開と山村経済』1972所収）p. 160。なお日田地方の大山林所有者の他地方への進出はほぼ合谷家の動きと一致している（日林協：前掲『大規模林業（九州地域）』p. 116~140を参照）。
- 8) たとえば次のような例はその最も端的な事例である。すなわち、下釜ダムによる水没で移転を余儀なくされた熊本県小国町のB氏は、1965年当時補償金の使途を決めるにあたって、まず「長期的な見通しをたて、『農業はますます切捨ての方向にむかうだろうから、農業はきっぱりやめて現在値上がりしている土地を買う。林業は大丈夫だから続ける』という方針をたてたということである。この方針に従って福岡市に土地を買い、アパートを54戸…たて、…山林15町を買いだした。…このアパートの敷地は区画整理にかかって一畝に20倍近い高騰を示した」（建設省九州地方建設局：『松原・下釜ダムインパクト調査報告書』、1973, p. 46）。今日では

このような都市近郊の農地のみでなく、林野そのものが土地投機の対象とされていることはいうまでもない。

- 9) こういってしまうと行過ぎかも知れない。というのは労賃の違いによって、造林経費は異なってくるからである。それは唯一労賃によって規定されるのである。しかし地価の安いところには労働力も豊富であり、労賃も安かったのだから、一面のみを不等に強調した嫌いはあったとしても、あながち全くの誤りではないと思う。

- 10) 14集落、田 3,021 a, 畑 981 a, 宅地 928 a, 山林その他 9,824 a, 家屋 243 戸が水没した。なお周知のごとく、ダム建設地住民の猛烈な反対闘争により、ダム建設完了までには10年以上を費やしており、しかも最近、ダムサイト周辺に「陥没、亀裂、地滑り」が続出、反対闘争の一つの論拠であった「ダム建設地は地盤が弱く不適當」ということが実証されたという声が高い。

- 11) 全森連外：『林業金融基礎調査報告 16（大分県日田郡中津江村）』, 1956, p. 122.

## 2. 農民造林の構造と杉立木の商人的集積

吉野や天竜などの先進林業地帯では、大規模林野所有者による造林の前史として、農民による造林がかなり広範に行なわれており<sup>1)</sup>、大山林所有者はまずこれらの「農民の植林した幼齢林を安く買い集め、その立木の成長をまって伐採、処分するという形態」<sup>2)</sup>で、山林集積に乗り出したのであった。彼ら大山林所有者はスギ立木という農民労働の成果を買うことによってその財産の増殖を企図したわけであるが、実はこのことは、雇用労働によって行なわれたところのその後の、そして現在の、育林生産と本質的には共通するものである。つまり農民造林木の集積という形態での森林所有の拡大は、これを森林経営の最も原基的形態というべきであり、その中に今日の森林経営の性格を把握するヒントが隠されていると考えられるのである<sup>3)</sup>。しかしそれにもかかわらず、日田林業における農民造林の自生的展開についてはほとんど注目されてこなかった<sup>4)</sup>のであるが、日田地方にそれがなかったわけではない。否、むしろ地主の大規模造林の前史として農民造林がかなり広範に存在していたと考える方が正しいのである。

ところで、農民による造林の実態を確認する一つの方法として杉立木売買証文の分析検討が考えられる。そこでこの節では合谷家に所蔵されている「杉木賣渡証」<sup>5)</sup>などを分析することによって、日田地方における農民造林の構造を究明することを課題とする。

さて、合谷家には数十通の杉立木売買証文が所蔵されているのであるが、このことは同家が本格的な拡大造林に着手する1896（明治29）年以前に、杉立木の集積という形で森林資産の拡充が行なわれていたことを示唆している。なお、同家に所蔵されている「杉」関係の証書類には多種多様なものが含まれている。例えば単に代書したものや、保証人になっただけのもあるので、それらを除いて、純粋に同家が杉立木を買入れたものだけについて数えると57通になる。第5表はこれらを年代順に整理したものである。そこでまず件数についてみると、1877～86年（明治10年代）が最も多く20件、次いで1887～96年（明治20年代）の15件が多い。この両時期すなわち1877～96年の20年間に全体の6割が集積していることになり、杉立木の集積がこの年代に最も積極的行なわれたことがわかる。次に杉立木の売渡主であるがこれは1件を除き村内の住民である。住所の記入されていないものが31件と過半を占めており一概に村民とはいえないかのごとくであるけれども、それは住所を書かなくても売渡人を特定できるからであろう。とすればそのことがかえっ

第5表 杉立木の購入 (件, 円, 本)

| 年                   | 件数 | 金 額 |                        | 本 数 記 載 |                |                  | 伐跡地<br>変 還 | 分収持<br>分の<br>買 入 | 売渡主の住所 |    |     |
|---------------------|----|-----|------------------------|---------|----------------|------------------|------------|------------------|--------|----|-----|
|                     |    | 件数  | 金 額                    | 件数      | うち1,000<br>本以上 | 本 数              |            |                  | 村内     | 村外 | 無記入 |
| ～1868<br>(明治前)      | 6  | 5   | 5貫230                  | 4       | —              | 515<br>(129)     | 4          | —                | 5      | —  | 1   |
| 1869～71<br>(明2～4)   | 5  | 5   | 19貫080                 | 2       | 1<br>(1,500本)  | 1,620<br>(810)   | 2          | 1                | 5      | —  | —   |
| 1877～86<br>(明10～19) | 20 | 19  | 円<br>244.92<br>(12.89) | 9       | —              | 5,850<br>(650)   | 6          | 1                | 6      | 1  | 13  |
| 1887～96<br>(明20～29) | 15 | 14  | 円<br>166.30<br>(11.88) | 11      | 2<br>(3,500本)  | 8,800<br>(800)   | 4          | 4                | 4      | —  | 11  |
| 1897～<br>(明30～)     | 11 | 9   | 円<br>124.30<br>(13.81) | 6       | 2<br>(3,500本)  | 7,173<br>(1,195) | —          | 3                | 5      | —  | 6   |
| 合 計                 | 57 | 52  | …                      | 32      | 5<br>(3,000本)  | 23,958<br>(748)  | 16         | 9                | 25     | 1  | 31  |

注) 合谷家所蔵の「証文」による。( ) 内は1件当平均を示す。

て村民であることの証明となる。また杉立木の所在地も村内である。

売渡主の売却理由としては、次の「証文」のように年貢を払うためとかあるいは困窮であるからと具体的に記入しているものもあるが、1877(明治10)年以降のものには何も書かれていないのが普通である。

#### 永代賣渡申杉山証文之事

字小谷之本屋敷上

一杉山壺ヶ所 ㊦

境 …略…

此代拾九文銭九貫目也

(ママ)

右者以追繰年具金ニ候処迷惑仕候ニ付御相談申入候處、書面之銭ヲ御貸渡被成慥ニ受候、御上納相仕舞樂奈里、然上者右杉山當末年より永代貴殿方へ賣渡申候ニ付、御入用節者御伐取被成候共、又者御立置被成候共、御勝手可被成候、勿論右杉山ニ付自他故障之筋毛頭無御座候、右杉御伐取被成候上へ地所御返し可下候極メ、後年ニ至リ聊違乱為無之、組合受入加判仕永代賣渡証文差出候処仍如件

杉山賣渡主

明治四年末三月

井 干 原 利 助 ㊦

組合受人

傳 来 寺 ㊦

合 谷 保 殿

この「証文」の場合には年貢銀の上納に窮した井干原部落の利助が屋敷上の杉山1カ所を売渡している。その代金は19文銭9貫目であるが本数は記入されていない。ところでこ

の杉立木の本数についてであるが、上の「証文」のように「杉山壺ヶ所」といったものが4割強もあり厳密なことはいえないけれども、前掲の第5表からわかるようにその数は一般に極めて少ない。1,000本を越える杉の立木が売買された例は5件しかなく、したがって1件当りの平均本数も750本足らずに止まっている。時期的には旧幕領時代が少なく、1875～96年（明治30年代）が最も多くなっている。

また売渡代金の合計と平均は第5表に示しておいたとおりであるが、これを杉立木1本当りの売買価格ということでみるとかなり大きな差が認められる。すなわち最も安いのが1銭1厘、最も高いのは92銭5厘と90倍に近い開きがあるのである。そして本数が1,000本を越えるものやそれに近いものは概して1本当りの価格が安く、本数の少ないものには高いが多い。こうした単価のバラツキは杉の木の大きさの違いによって生じたとみるべきであり、したがって安い場合は幼齢木が売買されたと考えられるし、高いものはかなり年を経た杉の木だったとみなすべきである。そしてこのことは、その当時合谷家が集積した杉立木が、決して挿しつけられたばかりのあるいは下刈の終わった直後の幼齢木だけではなく、場合によっては相当に大きな木を含んでいたことを示唆しているのである。つまり同家は杉を挿付けてもそれを持ち堪えることができず、したがって結果的には売するために造林したような零細農民からだけではなく、成木に近くなるまで保持し得ていた農民からも杉立木を購入しているのである。

さて、前掲の「証文」には「右杉御伐取被成候上へ地所御返し可下候極メ」と、伐採した跡地は売渡主へ返還することを規定していた。ところでこの例と同じように、伐跡地返還を明記したものが57件のうち16件あるが、いずれも年限を定めていない。この伐跡地返還は件数では1877～86年が多いが、割合としては旧幕領時代や明治初年が大きい。江戸時代における土地売買禁止がこのような杉立木の取引形態を発生、定着させたのかも知れないが、明治期においてもなお、杉立木とそれの立つ林地とが夫々別個に取り引きされることがあったことは事実である。つまり、杉立木の売買と林地のそれとは決して無条件的に一体化していたわけではないのである。そしてこうした状況のなかで次の「契約証」にみるような差し分け造林が目につくようになるのである。

(ママ)  
杉木捕殖床地借用契約証

日田郡中津江村大字栃野字黒トグウ

一山林七反歩 床地主 長谷部 唯 義

此地所へ捕殖杉木数七千本

一捕殖杉木数七千本但シ成木ノ処ニテ四分床地料トシテ地主へ分与スルノ契約トス

一床地納税金ハ地主ノ負担トス

一捕殖成木杉木ハ何ケ年立置クトモ地主ヨリ毫モ苦情申立間敷ク候事

前頭ノ通り双方協議ヲ遂ケ床地貸借契約仕候間、為後年、連署ヲ以テ契約証取替置キ申候処仍テ如件

中津江村床地借用主

明治廿八年旧四月六日

長谷部 貞 七 ㊤

同村床地貸主

長谷部 唯 義 ㊤

同村証人

長谷部 次右エ門 ㊤

同 村

長谷部 為 作

この「契約証」の内容を要約すれば、長谷部貞七は長谷部唯義の所有地7反歩を借地し、ここに7,000本の杉を植えるがその期間は定めずに借地人である貞七の自由とする。ただし成木の段階で4割を地主に分収する、ということになる。所有者の唯義家は古い家柄を誇る大地主であったが、この当時すでに没落の傾向を示しており、1899（明治32）年にこの土地と杉立木の地主持分とを合谷家に売渡している。そして合谷家はその直後貞七から造林者の持分をも買入れ、林地と杉立木の所有権を完全に手に入れる。要するに合谷家は分収造林の持分の買入れという形でも杉立木の集積を行なったのである。このような形のものは、第5表に示しておいたように9件しかなくあまり多いともいえないけれども、1887年以降に7件が集中しており、分収持分の売買がむしろ明治後期に盛んであったことを示唆している。

ところで、上に例示した「契約証」の場合は、造林者と地主との関係は淡々としていて極めて事務的であるが、造林の契機は下の「賣渡証」にみるようなカシノ小作であることが多かったのではなかろうか。

## 杉木賣渡証

日田郡中津江村大字栃野字中野千六百番地

一山林六町七反歩

此山林内挿付杉木凡三千本不残

此賣渡代金拾五円也

右之地内へ挿付候杉木ハ元地主長谷部喜内所有ノ節、<sup>(ママ)</sup> 措者同所ヲ借り入レ山作中ニ挿付シモノナルモ這般貴殿該地所御買取り相成候ニ付、御定約ヲ以テ前記ノ杉木賣渡代金正ニ受取申候処実正也、而ル上ハ向後貴殿御勝手ニ御支配相成候トモ毛頭故障御座ナク候間、為後年賣渡証一札証人立会差入候処如件

賣 渡 人

明治三十一年旧正月廿二日

河 野 常 吉 ㊤

証 人

石 貫 徳 次 郎

合 谷 三 郎 殿

すなわち河野常吉は長谷部喜内の所有山林を借りて山作<sup>6)</sup> していた際に杉を約3,000本ほど挿付けておいた。しかしその後地主がその土地を合谷家に売渡したので、これを機会にこの杉立木を15円で売却したというのが「賣渡証」の内容である。ところでこれには分収林であることを示す文言が全く見当たらない。とすれば小作人である河野常吉が挿付けた杉立木の全部が彼の所有権の元に帰属したとも考えられるのであるが、あるいは売却したのは造林者としての持分だけだったがそのことを文字に書かなかただけなのかも知れない。どうも後者である可能性が強いように思われるが明確ではない。しかしいずれにして

も、カンノ小作人が挿付けた杉であっても、それはまず第一に造林者である小作人に帰属していた、ということこれだけは上の「賣渡証」から明らかである。つまりいいかえれば、地主といっても小作人の造林木を無償で召しあげるほどの権力をもっていたわけではなく、したがってまた小作人は地主のもとから一定自立しただけの経済的基盤をもつに至っていたのである。

ともあれ小作人の造林木に対して、地主はある程度の分収割合に応じた持分を持つにすぎなかったのであるが、その割合は時代が下がるとともに地主に有利になっている。たとえば 1886（明治 19）年までは 8：2 と造林者にむしろ有利であるが、その後になると地主の取分が 4～5 割と大きくなっているという具合である。こうした現象が林業地代の上昇による地主の権利の拡大を意味することはいうまでもない。そしてこのような地代の上昇は、造林するためにカンノ作をさせるというように山林地主の意識を大きく転換させることになる。ところで造林のためにカンノ作をやらせるということは、挿付けられた造林木あるいはその造林者持分を購入することを前提する。つまり小作人は地主が買入れることを既定のこととして杉の挿付けを行なうのであるが、実はこのことと労賃を支払って造林させることの間にはそれほど大きな距離はない。とくに売買されるのが幼齢木である場合には次の「賣渡証」によっても分るように、これら両者の間には本質的な差違は存在しないといわざるを得ないのである。

#### 杉木永代賣渡証

字向イ山 堀 …略…  
 ⑩  
 一杉木三千本壹ヶ所  
 但根渡ノ手数者拙者より年々仕候、丈食料ハ貴家側より御出可被成約定  
 ⑩  
 此賣買金拾円也  
 右杉木永代賣渡書面之代金正ニ受取候處実正也、然る上者向後御勝手ニ可被成候、勿論但書之通り年々手入方ハ私より屹度致仕、書面之木数無相違成木為致可申候、尤杉伐取後地所ハ御返可下候、依テ後年ニ至リ聊違論為無之杉木賣渡証受人連署仕差出置候處如件

杉木賣渡人

栃野村字平野

明治廿二年三月廿四日

長谷部 安之助 ⑩

同村組合受人

中 元 為 作 ⑩

栃野村

合 谷 三 郎 殿

本人依頼ニ付代書

合 谷 保

この「賣渡証」は長谷部安之助が杉 3,000 本を 10 円で合谷家に売却したものであるが、最も注目されるのは「根渡ノ手数者拙者より年々仕」り、「書面之木数無相違成木為致可申候」というように、売却後も売渡人は幼木が成木するまでそれに下刈などの撫育作業を行なうことを約束しているところであろう。杉立木の売買はたんにそれだけに留まらず、

その後における下刈作業などの労賃の前払い（もっとも「食料へ貴家側より御出可被成約定」とあるように合谷家の負担であった）としての意味をももっているのである。つまり合谷家は「杉木 3,000 本」というように具体的なモノとして存在するところの農民労働の成果を買入ただけではなくて、将来にわたってこれらの幼齡林木を成木させるために必要な労働をも同時に購入したのである。しかしここで「労働を購入した」という場合、それは合谷家が売渡人である長谷部某の労働力を駆使して購入立木を成木させるという意味における賃労働ではなく、売渡人が成木させることに責任をもつという意味でしかない。したがってこの「賣渡証」の「賣買金拾円也」は幼齡林分の代金と下刈労賃の前払金の合計というよりも、成木するであろう杉立木の代金の前払い金であるというべきなのである。そしてもしもそういうことができるとするならば、これまでみてきたところの杉立木の集積ということと、雇用労働による造林とはメダルの両面であって、本質的には何ら異なるものではないことになる。なぜなら、いずれの場合も農民自身のもとにおいて森林の形成、したがって生産力が体现されているからである。つまり雇用労働力によって造林するといっても、地主はその労働力を資本のものとして駆使することによって育林生産を実現しているわけではない。農民の労働の結果をコマ切れ的に買っているにすぎないのである。とすれば労働の結果を一括して購入するところの杉立木の集積との間には「コマ切れ」か「一括」かという違いがあるにすぎないことになる。もちろんそこにはある程度の質的差違を認めないわけにはいかない<sup>7)</sup>。しかしそれが資本制的森林経営と規定しうる程に質的な相異を実体化しているとは今日なおい難いことは周知の事実なのである<sup>8)</sup>。

したがって合谷家が大規模造林に先立って農民の造林木を集積したということの意味は、単にそういった事実の存在を示すことだけにあるのではない。合谷家の大規模造林の構造そのものが農民の造林木の大規模な集積という側面をもつことを含意する。つまり同家の大規模造林が雇用労働を用いて実行されたものであったとしても、それは農民労働の成果の組織的集積という内実をもって展開したのではないかというのである。そしてこのような意味において、地主による杉立木の集積は地主森林経営の原基的形態として措定されうるのである。

ともあれ農民による造林が旧幕領時代から明治期にかけてかなり広汎に行なわれていたのであるが、この農民造林は歴史的にはその後の地主造林の前史をなしたものであった。ところでこの農民造林の直接的な契機は林野でのカンノ作であったが、その中心は樹芸林業<sup>9)</sup>であった。すなわち日田地方では林野での商品生産が早くから行なわれおり、これによって津江筋の諸村では幕領時代に近世村落の形成をみているのである<sup>10)</sup>。しかしそれは、同時に農民層の分解をも促進したのであり、多くの農民が山林や耕地を手離していった<sup>11)</sup>。前述の 1877～1896 年における売渡証文の多いさはこのような農民層分解の深化と、没落していく農民の杉立木を商人や地主が集積していった過程を示しているのである。

さて、このように集積の対象となった農民造林は自己所有山林はもとより他人の所有地、すなわちカンノ小作地でも行なわれた。農民分解の結果没落した農民の一部は村内に滞留して小作農化し、また他人の山野を借地してカンノ作をし、そこに杉穂を挿付けたのであるが、彼らの挿付けた杉の木は無条件で地主の所有に帰したわけではない。それはまず第一に造林者に帰属したのであり、また、彼と地主との分収林となった場合でも彼の持分を第三者に売ることにも可能だったのである。したがってカンノ小作を 1890 年代以降に本

格化する大規模造林の中核的推進力として考えることはいささか無理があるのではないだろうか。

注 1) 笠井恭悦：「吉野林業の発展構造」(『宇都宮大学農学部学術報告』特輯第15号, 1962), p. 31～48. 同：『林野制度の発展と山村経済』, 1964, p. 173—186.

2) 黒田：前掲『育林生産の展開』p. 156.

3) したがって、黒田氏が注 2) につづけて、「このような(小商品生産者に寄生した商人資本的な——塚)やり方で、農民の植林した零細な山林を買い集めるだけでは大規模林野所有者にはなれない。そこで彼等は奥地の天然林を安く入手し労働力を雇用して植林を推進していくようになる。すなわち彼等はたんなる流通過程に寄生する商人としてではなく、資本家として山村民の前にあらわれてくる」(同上, p. 156)といわれることに、にわかに賛成することはできない。地主が、単に土地所有者としてではなく、「資本」の所有者としての権能をもって育林労働を組織的に動員することは事実である。しかもその労働力は後に明らかにするように、近代的なものとして実在している。しかし、そうではあっても、かの育林「資本」家を、資本家的経営者ということはできない。資本家的生産とは、単なる近代的な労働力の組織的な集積以上の内実をもつものであると考えるからである。

4) もちろん全くなかったわけではない。かつて山本氏は、日田地方の山林所有者が多くの杉山売渡証文を所持しており、それらの杉山が、直挿によるものであることを報告している(山本猶市：「日田地方林業の沿革」『大分県山林会会報』第8号, 1922)。また、黒田氏も地主等による農民造林木の集積に關説している(黒田：前掲『発達史』p. 17～18)が、日田林業発達史のなかでどう位置づけるかについては明らかにしていない。

5) 合谷家に所蔵されているこれら「証文」等については前掲『資料(3)』にその一部を収録している。また、本節の概要は拙稿：「明治期日田地方における杉立木売買証文」『日本林学会九州支部研究論文集』No. 26, 1973, として報告した。

6) 焼畑農業のことで、日田地方では一般にカンノ作といっており、山作ということは少ないが、資料の言葉をそのまま用いた。詳しくは後に述べる。

7) つまり、「資本」が労働の結果を単に集積していることと、労働そのものを集積し、組織していることとの相違である。

8) たとえば、1960年の「林業の基本問題と基本対策」は林業経営者の「非企業的、財産保持的性格」、「地代収得的性格」という形でこれを表現した。そして横尾氏はこれを敷衍して「森林の経営が言葉そのものの意味における本来の『経営』というよりは、普通に森林所有(者)といわれていることによくあらわれているように、その本質において資産維持ないし財産保持といわれるにふさわしい性格をつよく保有している…。たとえば大経営は雇用労働力を使用して立木という商品の生産および供給を行なっているという形態面からみると、あたかもいわゆる『資本制生産』のごとくみえるのであるが、土地所有の優越性が強くあらわれ、資本および労働がこれに従属するといった傾向が強いとみられ、いわゆる生産価格法則が貫徹するような経営ではないのであって、その本質は、多くの場合企業的とはいえない」(横尾正之：『解説林業の基本問題と基本対策』, 1961, p. 36)と述べている。

また、倉沢氏はこうした育林経営の性格を「林野所有・経営」(倉沢博：「公有林野における林業の展開」〈同編『日本林業の生産構造』1961〉参照)と圧縮的に表現され、鈴木氏が育林資本を「利子生み資本」になぞらえてその独特の林業構造論を構築された(鈴木尚夫：『林業経済論序説』, 1971 参照)ことは周知のとおりである。もちろん、育林生産に関する諸説はこれにとどまらない。黒田氏はこれらの諸論稿のなかで「支配的な見解」が「地主経営説」であったとしている(黒田迪夫：「育林生産について」『林業経済』No. 272)。そしてさらに村尾氏は資本主義社会の育林生産の性格を「商人資本的」でしかも「利子生み資本的」「地代収得的」

なものとして把握した（村尾行一：『育林の生産構造』，1969 参照）。

なおこうした見方に対し，野村氏は吉野林業を例に資本主義的育林経営の成立を説いた（野村勇編著：『資本主義的林業経営の成立過程』，1966 参照）が，これに対しては，「これさえも資本主義的林業経営とみなすことは，いたずらに概念を外延的に拡張しすぎて，かえって内包を空洞化せしめるだけ」（半田良一：『資本主義的林業経営の成立過程—吉野林業の展開と現状—』へのコメント）『林業経済』No. 219, p. 29～30）であるように思われる。

- 9) 拙稿：「日田林業地帯」（塩谷外編：前掲『山村経済』所収）p. 320～323 参照。なお，日田地方における山野での商品生産としての樹芸林業に言及したものとしては，古典的には，大蔵永常：『広益国産考』巻之七，1844 がある。その他に，原田敏丸：「日田幕領における都市と農村の社会・経済的構造に関する一考察」（宮本又次編『九州経済史研究第一集』，1953 所収），佐藤敬二，宮島寛：『日田の林業』，1955，全森連外：前掲『中津江村』，小幡進：「日田林業技術史」（日林協編：『日本林業技術史 第1巻 地方林業編上』，1972 所収），などが主なものである。

- 10) ところで，樹芸林業の一つの作目としての楮皮をめぐる津江筋山村の構造をみると次のように描くことができる。すなわち，津江筋 8 カ村（現在の津江 3 カ村）は，「山中で米の出来も悪いから」ということで，年貢代銀納が仰せつけられていた。津江筋ではこの代銀納のため，楮皮，紙，煙草，苧麻，茶，椎茸および材木などを，農民が盛んに採取・生産し，販売したのである。ところで合谷家には「楮抵当金借用証」とか「楮皮引当証文」という証書類が，今日もなお数百通所蔵されているが，これらは要するに借金の証文である。つまり合谷家は前貸を通じて楮皮を集荷し，これを販売することによって利益を得たのであるが，同家がこのような山元の在地商人としての行動を始めたのはすでに旧幕領時代からであった。この在地商人による楮皮の集荷販売をめぐるのは 1862（文久 2）年に日田隈町の商人との間で一悶着おきている。すなわち，津江筋の楮皮は，日田の商人が見届けた上で，販売することになっているのに，どうも日田を通さず勝手に販売することが多くて困まる。もし必要とあれば相当の値段を以て買入れるから嚴重に取り締って欲しい，という願書を町人が代官所へ出しているのである。残念ながらその結果は明らかになしえないが，このことから，津江筋の在地商人が日田商人に拘束されることなく，商業活動を営んでいたことがわかる。事実その楮皮は山越えて直接筑後地方（紙の大産地であった）へ出荷されており，日田へ出されるのはほとんどなかった。在地の集荷商人は日田と筑後を天秤にかけて動くことが出来たのであり，であればこそ日田の商人は流通独占の見返りとして，より高く買うという約束手形をふり出さざるを得なかったのである。

楮皮の生産流通はこのような在地商人を基軸としつつ形成され，そのことは茶についてもほぼ同じなのであるが，高利貸の収奪を伴っていたとはいえ，それが在地商人であるからには，そこには農民余剰の形成の契機が存在をみないわけにはいかない。そしてその余剰が津江地方では農民のスギ直挿造林を促す一つの条件となったのである。しかし同時にそれが楮皮などの商品生産を基盤としていたために価格変動や豊凶によって現金収入は大きく変動せざるを得なかったし，そのことが農民造林による杉立木を市場へ引き出す条件となったことはいうまでもない。これがスギ立木市場の形成のメカニズムであったし，またそれを集積した商人は，郡市高利貸資本ではなく，在地商人であったことは，天然林土地市場における都市（日田）木材商人の場合と比較して注目されるところである。

- 11) 黒田：前掲『発達史』，p. 49—51，および拙稿：前掲『日田林業地帯』，p. 320～324，などを参照のこと。

### 3. 伝来型地主の没落と奥地天然林の購入

合谷家の森林経営を明治期において積極的に拡大していったのは合谷三郎(1871~1931)であった。彼は林業家としての使命観に燃えていたが、それは社会進歩のためには林業が極めて大きな役割を果すというという彼の林業観<sup>1)</sup>の発露であった。と同時にそれは、それと裏腹の関係としての林業の将来に対する確信、すなわち造林投資の収益性、確実性、安全性に対する全面的な信頼でもあったのである。合谷家は前述のごとく1890~1915年の「激動の25年間」においてその所有山林を急速に増大させたのであるが、それがこうした彼の林業観に基因していることは明らかである。

ところで、この「激動の25年間」における林野の集積形態には2つの形態があったが、その一つは零細農民によって所有されていた極く小面積の林野の多数の購入である。そして他の一つは旧幕領時代からの家柄を誇り、広大な林野を占有しながらも時代の流れに対応できず没落の危殆に瀕していた旧地主から購入した天然林である。合谷家の山林面積を急速に拡大させたのが後者であることはいうまでもないが、それらはいずれも栃原地区の南半分(本稿ではこの地域のことを黒谷川流域<sup>2)</sup>という)に位置している。この黒谷川流域は中津江村を南北に分断して東流する鯛生川の右岸にあり、したがって同川によって形成される東西に長い谷の北向斜面の一部を構成している。このため同じく栃原地区に属するといっても左岸とはその趣を異にする<sup>3)</sup>。すなわち左岸は南向斜面を構成しているので耕地の発達が顕著であり、前掲の第1図でも大よそわかるように総面積では小さいにもかかわらず、栃原地区内の耕地の79%が集中している。このため人口の包容力も大きいわけで、同じく76%の農家がこの地域に集中している。これに対して黒谷川流域では耕地の発達が微弱であり、農家数が少ないにもかかわらず平均耕地面積は51aしかなく、左岸の59aを下まわっている。そしてこれらの耕地の周りにはすぐに杉林が迫っていて、北部の耕地が原野(そこにはクヌギが植えられており椎茸生産の大きな支えとなっている)に囲まれているのとは対照的である。このように黒谷川流域は林野率が高いのであるが、にもかかわらず農家のうちで林野を所有するものは70%に止まっていて左岸の76%よりも少ない。もっとも1林家当の平均林野面積だけは4.9haと左岸の3.7haを上廻っている。要するに黒谷川流域は辺境としての面影を色濃く残しているのであって、そのことの一端は「へゴ山」から西に伸びる国有林の存在にうかがうことができるのである。

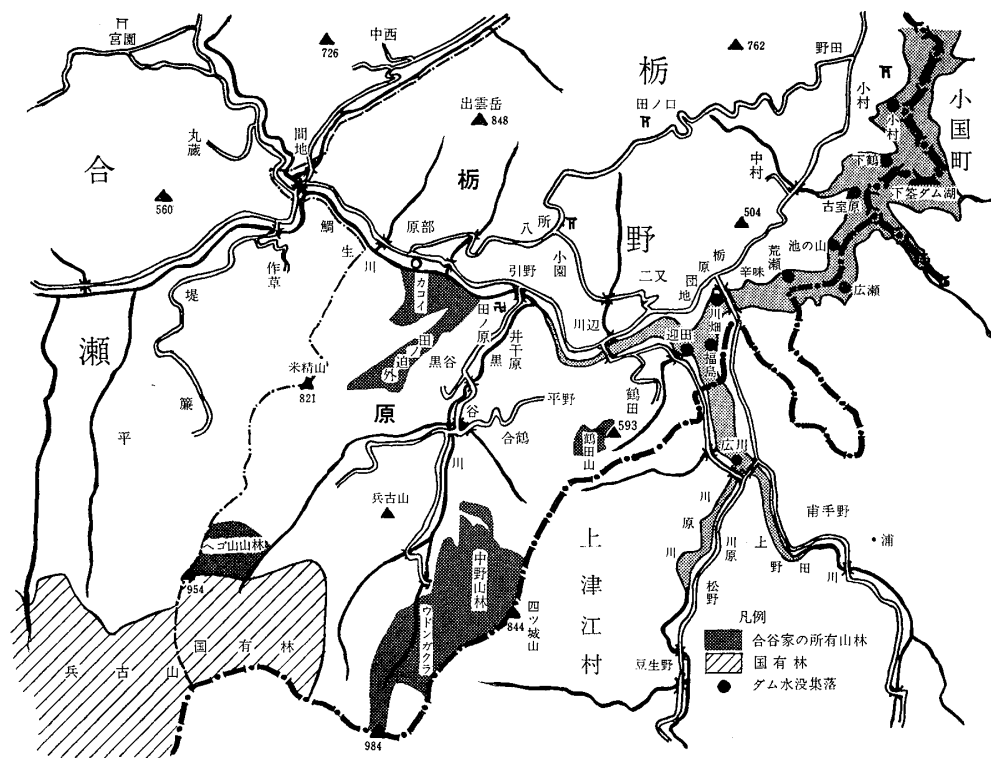
ともあれ合谷家が山林集積を進めたのは黒谷川流域においてであるが、そこはこのように栃原地区、したがって旧栃野村のなかでは辺境であり、農民の利用の圏外におかれた林野も相当にあったところである。第6表は同家が「激動の25年間」において集積した山林のなかで比較的面積の大きいものを示しているが、上津江村の「ササンノ」を除いていずれもこの流域に位置している(第2図参照)。しかもそれらは1筆の面積も大きく、集落周辺のかってカンノ作の行なわれていた林野が細分化されているのとは対照的である。

さて、1895年に「田ノ迫」の原野9.9haを購入しているが、その位置は中津江村役場のすぐ対岸にありその他の林野と比べると里山に属する。この時点ではまだ奥地林での森林伐採はそれほど活発ではなかったので、こうした里山地帯の比較的大面積の林野がまず最初に集積の対象とされたのであろう。しかも同家はこれを合谷円俊家との共同で買得しており、山林集積についてはまだそれほど積極的ではなかったようである。その原因として

第6表 主要山林の購入時期

| 年次        | 字名     | 地番     | 地目     | 台帳面積<br>町 | 実測面積<br>ha | 備考                 |
|-----------|--------|--------|--------|-----------|------------|--------------------|
| 1895(明28) | 田ノ迫    | 1303   | 原野     | 5.59      | 9.90       | 合谷円俊と共有, 1904年から単有 |
| 1898(明31) | 中野     | 1603   | 山林     | 0.77      | 4.04       |                    |
| “( ” )    | “( ” ) | 1604の1 | “( ” ) | 4.70      | 24.16      |                    |
| “( ” )    | “( ” ) | 1604の2 | “( ” ) | 2.00      | 9.90       |                    |
| 1902(明35) | “( ” ) | 1601   | “( ” ) | 0.90      | 12.56      |                    |
| “( ” )    | “( ” ) | 1602   | “( ” ) | 0.16      | 2.29       | 1915年から2名共有        |
| 1907(明40) | 鶴田の上   | 2021外3 | “( ” ) | 0.50      | 5.00       |                    |
| 1908(明41) | ウドンガクラ | 1594   | 原野     | 10.00     | 22.39      |                    |
| 1915(大4)  | “( ” ) | 1600   | 山林     | 6.00      | 28.95      |                    |
| 1921(大10) | ヘゴ山    | 1517   | “( ” ) | “( ” )    | “( ” )     |                    |
| 1922(大11) | ササンノ   | 1609外2 | “( ” ) | 2.20      | 10.74      | 上津江村               |
| 1956(昭31) | 茶原迫    | 294外   | “( ” ) | 0.60      | 7.98       | 上津江村               |
| 1959(昭34) | 大平     | 4572外  | “( ” ) | 1.26      | 6.03       |                    |

- 注) 1. 土地台帳により作成。  
 2. 実測面積は『森林調査簿』による。  
 3. 備考欄に上津江村とある外は中津江村に所在。



第2図 黒谷川流域と合谷家の所有山林

は同家が林業を積極的に評価するのはいつからかということとともに、資金の問題が大きかったといわねばならない。というのは同家について、「山林の集積は如何ようになされたか」というと、鯛生鉾山いまだはなやかならざりし頃、先代(村長3期を勤めた)が、その株1株を手に入れていた。その後金山の発展とともに配当金が驚く程上昇したのである。

つまり配当金は半月毎に渡されたのであるが最初17円、後には35円にもなったのである。この配当金で山林を集積したというのである<sup>4)</sup>といわれているからである。同家が金山の株を入手した経過などについては省略せざるを得ないが、しかしそれにしても上の引用文において述べている配当金は余りにも過少である。というのは、第7表に示したように1株2,400円に対する配当金は、1899~1907年の8年6カ月間についてこれをみると合計18,716円、したがって1カ月平均は183円という膨大な額に達しているからである。1908年以降の配当金等については残念ながら明らかにすることはできないが、1915(大正4)年ころには鉱業権(=株)を手離しており、その後における鯛生金山の隆盛<sup>5)</sup>も直接の利益とはならなかった。しかしいづれにしても金山が合谷家の山林集積に対して大きな意味を持ったことにかわりはない<sup>6)</sup>。

ともあれこうして「田ノ迫」に続いて「中野」、「ウドンガクラ」という黒谷川流域の最奥部の山林が購入されることになる。「中野」は数回に分けて買入れているが地目は山林で上津江村との境界に位置している。また「ウドンガクラ」も「中野」の隣接地であり、これらは実質上1団地を形成していて、今日、合谷家の森林経営の最大の拠点となっている。そしてこの後1922年の上津江村の「ササンノ」の購入をもっ

て、この時期の大規模林野の集積はひとまず終了することになるのである。このように合谷家の林野集積の基盤は金山の配当金にあった。そしてまた林野の購入は同時にそこでの拡大造林を意味した。ということは林野への投資が、金山の莫大な配当金(つまり資産)の運用方法の一選択肢にすぎず、採取林業資本の展開の帰結としてあったものではないということである。すなわち合谷家の山林投資は勝れて資産運用的にその歩みを始めているわけである。

ところで第8表はこの時期に購入された上述の各林野について、所有者の変遷を示したものである。激しい売買を繰り返した挙句に合谷家の手に渡ったものと、旧来の所有者が直接同家に売却したものがあるようである。しかしそれもこの表が典拠を土地台帳に求めていることによるところが大きいようである<sup>7)</sup>。というのは、たとえば「田ノ迫」の頭書の所有者である川津松吉はその林野が属するところの田ノ原部落の農民ではなく、鯛生川の対岸の原部部落のものであるから、彼またはその祖先が地元の農民から買入れたと考えなければならないし、「ウドンガクラ」1600番地の頭書の所有者は1869(明治2)年の生まれであり、かつ彼がこれを相続によって所有するに至ったとは考え難いので、やはり彼も他の者から購入したとみななければならない。とすれば、旧幕領時代につながるところの地主は誰れかということが問題とされなければならないし、さらに、彼らの没落傾向の反映として大規模な山林集積の動きをみる必要がある。

第7表 鯛生金山の配当金 (円)

| 年         | 年 間 計    | 月 平 均   |
|-----------|----------|---------|
| 1899(明32) | 537.88   | 89.647  |
| 1900(〃33) | 910.83   | 75.903  |
| 01(〃34)   | 1,898.01 | 158.167 |
| 02(〃35)   | 539.99   | 44.999  |
| 03(〃36)   | 3,865.90 | 322.158 |
| 04(〃37)   | 3,070.66 | 255.888 |
| 05(〃38)   | 3,488.10 | 290.675 |
| 06(〃39)   | 1,830.80 | 152.567 |
| 07(〃40)   | 2,574.10 | 214.508 |

- 注) 1. 「明治三拾二年 旧五月廿八日 硯山諸事扣帳 第巻号 合谷三郎」(合谷家所蔵)により作成。  
2. 1899年は旧6月より旧11月の6ヶ月間、他は12ヶ月。

第8表 主要山林の所有者の沿革

| 字 地 番            | 所 有 権 者 の 推 移  |                 |                 |                 |                  |
|------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 田 ノ 迫<br>1303番地  | 川津松吉           | 1895<br>→<br>買得 | { 合谷三郎<br>合谷円後  | 1904<br>→<br>所移 | 合谷三郎             |
| 中 野<br>1604番地    | 長谷部喜内          | 1891<br>→<br>譲受 | 長谷部唯義           | 1898<br>→<br>買得 | 合谷三郎             |
| ウドンガクラ<br>1594番地 | 長谷部禦平          | 1891<br>→<br>買受 | 梶原善右衛門          | 1891<br>→<br>買受 | { 河津甚九郎<br>増永喜左造 |
|                  | 井福茂市           | 1895<br>→<br>売買 | 足達辰吉            | 1896<br>→<br>買得 | 荒木一郎             |
|                  | { 合谷三郎<br>伊藤八郎 | 1918<br>→<br>所移 | { 合谷三郎<br>水田九六郎 | 1908<br>→<br>所移 | 合谷三郎             |
| ウドンガクラ<br>1600番地 | 合谷円俊           | 1915<br>→<br>売買 | 合谷三郎            |                 |                  |
| サ サ ノ<br>1609番地  | 上村徳右衛門         | 1895<br>→<br>売買 | 川津嘉作            | 1897<br>→<br>買得 | 上村徳衛門            |
|                  | 毛利喜一郎          | 1914<br>→<br>所移 | 合谷三郎            | 1898<br>→<br>買得 | 古家吾市             |
|                  |                |                 |                 |                 | 1900<br>→<br>所移  |

注) 1. 土地台帳により作成。

2. 1895  
→  
買得 は1895年に左から右へ売買が行なわれたことを示す。なお、「所移」所有権移転の略。

さて、そこで注目しなければならないのが長谷部喜内であり長谷部禦平である。というのは彼らはいずれも津江地方の豪族の後裔であり、伝来型地主としての系譜をもっともよく持つものだからである。もちろん津江地方の長谷部氏について、12世紀の末に西下、旧栃野村の田ノ原に館を造り、その後能登の守護職として転出した後も彼の二男がこれを継いだという長谷部信連の後裔である<sup>8)</sup>、といわれていることは伝承の域を出ず、史実として確定することは難しいようである<sup>9)</sup>。しかし仮にそうだとすると、長谷部氏が「津江殿」として「津江山」において勢力をもっていたことは事実である<sup>10)</sup>。とはいっても山間の小豪族でもあり独力でその勢力を維持することはできず、大友氏の庇護の下にあったため1578(天正6)年大友・島津の合戦に大友氏の一武将として参戦、大友軍の敗退によって「津江殿」もまた断絶の憂き目をみている。このように「津江殿」は戦国時代に命脈を絶っているのです。その直接の後裔は存在しない。しかしすでにそれなりの勢力を蓄えていたその一族がその後もある程度の権威をもったことは十分に考えられるところではなかろうか。

だがしかし、そのことは中世的な村落構造が、旧幕領時代を通じて残存していたことを意味するものではない。豪族の末裔によって林野が大規模に占有され、明治初年に入会林野としての社会的認知を受けることにならなかった<sup>11)</sup>のは事実であるが、すでに前節で述べた如く農民の自立的な展開は深く進行していたのであるから、実体的にはそれはいわば

歴史の残滓にすぎなかったし、黒谷川流域を一元的に支配下におくほどに勢力をもちえたものではなかったといえることができる。そしてこうしたことを前提においたとき、長谷部喜内なり禦平なりの没落が、かの「激動の25年間」において決定的であったということは、日田林業、すくなくとも黒谷川流域における育林生産が、こうした中世的残滓をほぼ完全に払拭する形で展開していったことを意味する。明治以降なかんづく1900年代以降の育林生産に伴う諸現象を、単に中世の残存と捉えることはできないのであって、それはまさに現代の林業に必然のものとして把握されなければならないのである。

ともあれ以上のように、合谷家における大規模な林野の集積は、他面では旧来からの地主の完全な没落の現われでもあった。合谷家は新しい時代の担い手の1人として登場したのであり、それが林野のカンノ利用から林業の利用への転換というところにあったことは明らかである。

ところで前掲の第6表に示すとおり、合谷家は1908(明治41)年に「ウドンガクラ」の原野を購入しているが、これに関して次のような記録が残されている。

日田郡中津江村大字栃野字ウドンガクラ 千五百九十四番地  
 一原野十町歩  
 同 所 千五百九十五番地  
 一原野拾町歩  
 同 所 千五百九十九番地  
 一焼 畑  
 合 計 三筆  
 (マ マ)  
 明治四十一年 月 日 上津江村荒木一郎ヨリ受買  
 此買入代金全部  
 金八百円也

内千五百九十五番地  
 原野拾町歩  
 日田町草野忠右エ門へ (マ マ) 月 日 付登キシテ賣  
 此賣却代金五百円  
 同千五百九十九番地  
 焼畑壹反歩  
 本村長谷部平太郎ニ賣却 (マ マ) 月 日 付登キ  
 此賣却代金百五拾円  
 寶珠山賣 半額  
 自 宅 半額トス  
 附記

草野賣却口ハ立木一切ハ五ケ年間ハ無□ニシテ当方ノ勝手タル事

これによれば合谷家は「ウドンガクラ」1954番地を含めて3筆、約20町歩(台帳面積)を800円で購入している。そしてそれらのうちの2筆を即座に650円で転売しており、した

がって同家は約10町歩の林野をわずか150円で手に入れたことになる。いやそれだけではない。草野忠右エ門に転売した林地に生えている立木についても、これを「勝手」にする権利を確保しているので、結局、同家は150円で10町歩の原野と、これとは別に10町歩の立木を購入したことになるのである。まさに「濡れ手に粟」のボロ儲けである。(なおこの林野は公簿上の地目は原野となっているがこのことからみて実際は森林であったと思われる)。そしてさらに、合谷家はこの立木を伐採して製材し、それを販売したもののようである。というのは上に引用した記録が「ウドンガクラ山林 製材植林記事 明治四十一年八月起」と表書きされた簿冊に記されたものであり、「ウドンガクラ」での製材が既定の方針であったと思われるからである。また上の引用の終りにある「寶珠山」というのは木挽職人の名前であり、その後も同家の製材に関連して出てくる人物である。そして「寶珠山賣半額自家半額」とあるのは、たぶん製材品の販売を5分5分で折半するという意味なのであろう。このように製材の行なわれた可能性は極めて大きいのであるが、上の簿冊には「ウドンガクラ」での製材について具体的な記帳を欠いているためこれ以上のことは分らない<sup>12)</sup>。

ところでここに製材というのは木挽職人による山床での杣角や手挽板の製造であったがこうした形態での天然林の伐採は1900年代にはかなり広範に行なわれていたようである。その様子を中津江村当局が同村議会に提出した「事務報告」によってみると、1900(明治33)年度の報告には「雑木等ニ到リテハ却テ濫<sup>(ママ)</sup>傾キアルハ将来本村ノ為メ遺憾ノ到ナリ」とあるが、それは翌1901年の報告が「雑木ハ天然ノ者多ク造材用トシテ他方へ輸出スルモノ多シ」と述べているように、明確に用材生産を目的とした天然林の伐採であったのであって、単なるカンノ作のための伐倒、焼払いとはその性格を異にしていたのである。ではその天然生用材林の伐採はどのようにして行なわれたのか。1902年度の同報告はこれを次のように述べている。「雑木用材ノ輸出、枴、縦板等数千円ノ価格ヲ吸収スルモ、是亦他所ヨリ木挽等入り込ミ、村内ノ田畑少ナク為メニ食用品ヲ他ヨリ仰クトニ依リ、村内ニ落チル金ハ僅カニ木元ニ過キサルハ実遺憾トスル所ナリ」と。つまり奥地森林には縦、枴を含む天然林が存在しており、これらを伐採し、板に割いて搬出した価額は数千円に達した。しかし村内の農民はこの伐出生産に携わっておらず、したがって木挽職人などが村外からの入込労働者であったこと、また耕地が少なくこれら労働者に食糧を販売する余地がなかったことなどのため、木元すなわち山林所有者以外にはその恩恵に浴することはなかった、というわけである。つまり天然林伐採は村内の経済構造とは無関係に、いいかえれば村内農民の経済の外部で行なわれていたのである。

いずれにしても、当時中津江村の奥地の森林には縦、枴をはじめとして用材生産の対象となる樹木が存在しており、これらが盛んに伐採されていたことは明らかである。とすれば日田などの材木商人が蓄積の大きな森林を求めて入りこみ、したがってこのために、天然林の売買がこれら商人と天然林の所有者との間で、盛んに行なわれたであろうことも十分想像できる。つまりいいかえれば天然林土地市場が材木商人と伝来の林野所有者との間に形成されたのである。前掲の第8表には激しい売買を繰り返した林野が目立ったわけであるが、それはこのような天然林土地市場の実態の一端を示している。すなわち天然林の伐採によって、あるいは単なるその転売によって利益を得ようとしたものの極めて多かったことが、所有者の激しい移動として残されているのである<sup>13)</sup>。

このような天然林土地市場の形成が、採取林業の外延的拡大の現われであることはいくまでもない。天然林を対象とするところの採取林業は、木材価格の動向とその生産諸力との関係のなかで、奥地未開発林の伐境内への繰り込みという形態で進展していくのであるが、それは同時にこれら奥地天然林に地代を成立させる過程でもある。そしてこの天然林地代の序列は、林業生産諸力の発展と木材市場の動向のなかで常に変動するものでもある。とすれば天然林土地市場は、採取林業におけるこうした地代序列の変動性の大きいことに規定されて、極めて複雑な運動を経過せざるを得ない。合谷家が購入した奥地大面積林野にみられた激しい所有権の移転は、このような天然林土地市場の特質に導びかれるところの軌跡であったのである。

こうした激しい動きを内実とする天然林土地市場は、林野が育成林業の外周内に取り込まれ、そこで育林経営が展開していく段階では収束に向かう。奥地天然林を合谷家が購入した目的のなかには、前述したような木挽製材を行なうこともあったとは思われるけれども、より基本的には育林経営であったろう。同家はこれらの林野が造林経営の耕境内に入ったと判断し、したがってそこで造林を行なうために林野を購入したということである。だからその意味では天然林土地市場の収束期における、さらにいえばそれとは性質を異にする育成林土地市場の下における買出動であったともいえる<sup>14)</sup>。前にも簡単に述べたように、同家は自ら天然林での伐出生産を行なっているものであり、したがって在地材木商人としての機能を持っていたという側面を忘れてはならない。しかしそうだとすると、合谷家は造林を行なうためにこそ天然林地を購入したこと、これが最も基本的であったことに変わりはない。そして事実、これらの林野にはスギ苗が精力的に植えられていくのである。

- 注 1) 前掲『資料(3)』所収の『大日本山林會第十五回總會及吉野林業ニ就キテ』を参照されたい。  
 2) 中津江村においてこの地域を総称する呼名はない。またここを流れる川の名称も定かではないが、この川に沿っている道路がかったの村営黒谷林道(1948年第一期開通)であったことにちなんで、本稿では黒谷川流域と呼ぶことにした。  
 3) 黒谷川流域についていくつかの指標を示せば、次頁の付表のとおりとなる。なお、左岸において農家数など著しい減少が認められるが、これは下釜ダムの影響による。  
 4) 全森連外：前掲『中津江村』，p. 124. なお合谷家が金山の株を入手したのは1899(明治32)年であり、そのときの「賣渡証」が残っているので、少し長いが示しておこう。

特第五三四八号

鉾区分権証賣渡証

大分県日田郡中津江村大字合瀬小字後渡外七字

一金銀鉾 明治三十三年一月二十六日

此坪数 貳拾六万七千九百〇参坪

此通、普株三拾壹株

内壹株 明治三十二年旧五月二十八日賣渡ス

此特別株貳拾八株

内壹株 全年全月全賣渡

右ハ今般双方熟談ノ上内書ノ株券拙者所有ニ候處、代價金貳千四百円ヲ以テ貴殿ニ永代賣渡証人立会金員領収致候処実正也、然ル上将来貴殿ヨリ勝手ニ御支配相成度、依テ後日ニ至リ異儀無之為メ賣渡証一札如件

一鑛区分権証名面訂正之儀ハ鯛生野銀山契約書第四十八條ニ依リ賣渡証ト同時ニ請求書

付表 枋原地区の主要指標

| 項目       | 年    | 黒谷川流域 | 八所地区  | 枋原    | 枋野     | 村計      |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|---------|
| 戸数       | 1970 | 46    | 182   | 228   | 332    | 814     |
| 人口       | 1970 |       |       |       | 1,453  | 3,389   |
| 農家数      | 1965 | 37    | 72    | 109   | 185    | 397     |
|          | 1970 | 35    | 59    | 94    | 142    | 341     |
| 耕地面積(a)  | 1965 | 1,886 | 4,249 | 6,135 | 10,901 | 22,863  |
|          | 1970 | 1,533 | 3,186 | 4,719 | 7,474  | 22,289  |
| 水田(a)    | 1970 | 1,111 | 2,339 | 3,450 | 5,431  | 13,708  |
| 林家数      | 1965 | 26    | 55    | 81    | 145    | 256     |
|          | 1970 | 27    | 46    | 73    | 103    | 246     |
| 山林面積(ha) | 1965 | 126.3 | 200.7 | 327.0 | 731.2  | 2,321.2 |
|          | 1970 | 84.4  | 150.6 | 235.0 | 560.7  | 2,080.7 |

注) 1. 「八所地区」は枋原地区のうち黒谷川流域を除く区域。

2. 「枋原」は旧幕領時代の「枋原むら」で下流の「野田むら」と合した部分が「枋野」地区。

(前頁より) 相認メ調印致候也

福岡県八女郡北川内村貳百七拾六番地

賣渡人 小川 熊次郎 ㊤

鹿児島県日置郡東市来村百五拾六番地

明治三拾貳年旧五月二十八日

証人 南郷 徳之助 ㊤

大分県日田郡中津江村百二十一番地

証人 田嶋 儀市

大分県日田郡中津江村

合谷 三郎 殿

領収証

㊤

一金貳千四百円也

是レ大分県日田郡中津江村大字合瀬小字後渡外七字、金銀鑛採掘地…ノ普通株壹株及び特別株壹株並ニ…小字矢部道外五字金銀試掘認可地六拾貳株ノ内壹株(この株の売渡証は省略した——塚)賣渡代金

㊤

右正ニ領収致候也

福岡県八女郡北川内村貳百七拾六番地

賣渡人 小川 熊次郎 ㊤

明治三拾貳年旧八月二十八日

合谷 三郎 殿

この金山の株の取得資金は、日田の銀行などからの借入金によっている。また合谷三郎はこの外にも、矢部鉾山(福岡県八女郡)、小川原砦山(上津江村)、筑前宗像郡岬村などでの砂金採掘や前津江村の殿尾鉾山などに投資している。とくに殿尾鉾山には相当の額を長期にわたって投じているが、ほとんどが完全な失敗に終わっているようである。

5) 矢野周蔵:『津江の歴史と伝説』, 1963, p. 55~62 を参照。

6) 金山の他の重要な意義として、道路の「開鑿の主要な推進力となった」(全森連外: 前掲『中

津江村』, p. 28) ことがあげられる。すなわち、現在の県道八女・小国線は「明治30年頃より5ヶ年計画にて村道として開設されたものであ」(同上)り、金山の興隆と機を一にしているのである。

- 7) いうまでもなく土地台帳は1890年ころ(明治20年代)に調整されたものであり、それ以前の土地所有者は地券によって確認するしかない。本稿に関連して、地券台帳と土地台帳の接続を試みたが、地番の変更が2度行なわれているため、これをなしえなかった。
- 8) 矢野：前掲『津江の歴史』, p. 4～7を参照。
- 9) 立川輝信：「津江・長谷部氏に就ての一考察」『大分県地方史』第17・18・19・20号, p. 50～61を参照。
- 10) 渡辺澄夫：「豊後日田郡日田荘・津江山・大肥荘について」『大分県地方史』, 第17・18・19・20号, p. 28～30を参照。
- 11) 黒谷川流域について、土地台帳や地券台帳によって入会林野の存在を確認することはできない。しかし、そのことが、事実としての入会関係の不存在を直ちに意味するものではないことは明らかである。なお、津江地方には旧幕領時代における山論の記録がいくつか残されている(全森連外：前掲『中津江村』, p. 51～54を参照)が、黒谷川流域についてはまだ詳かにしていない。
- 12) 合谷家の「ウドンガラ」での「製材」については不明であるが、1908年に上津江村で「製材」を行っており、その記録が残されているので、それをみておこう。付表に示しているよ

付 表 木挽製材の一例(合谷家 1908年) (円)

| 材 種 | 数 量      | 木 挽 賃 |         | 諸 経 費  | 出方(駄賃) |
|-----|----------|-------|---------|--------|--------|
|     |          | 単 価   | 金 額     |        |        |
| 楡 角 | 1,098.18 | .26   | 285.737 |        |        |
| 縦 角 | 61.19    | .23   | 14.027  |        |        |
| 杉 板 | 54.55    | .30   | 16.365  |        |        |
| 縦 板 | 51.34    | .36   | 18.48   |        |        |
| 合 計 |          |       | 334.609 | 122.44 | 325.00 |

注) 1. 『製材初号 葉迫渡り山一切手覚帳 四十一年旧五月起り 合谷』により作成。  
2. この製材品の売上高は1,056円50銭。

うに、樹種は楡、縦が主体であり、原生林での伐採生産であったことを示している。また、「角」が圧倒的に多く、製材とはいいながら、手斧で角に削る程度でしかなく、製材というよりも素材生産という方が実態に近いことがわかる。木挽への支払は出来高払いであり、その合計は330円余、また木挽に対しては米を支給しているがその代金が120円余、さらに製品を運搬する駄賃が325円で総経費は782円049銭となっている。他方この売上げは1,056円50銭。したがってその差額274円451銭が利益である。ただし立木代がどのように処理されているかは不明。

なお、同家はその後共同経営の水車製材を栃原で1920年ころまで行っているが、始期については詳らかではない。1921年にはこの水車を使った発電事業(津江電灯株式会社)をはじめておりかなり大きな製材だったようである。

- 13) 船越氏は「林業における土地市場」の一つとして「林地が継続的な地代を保証しえない豊富な天然林の採取段階では、土地価格は林木価格のなかに埋没されて発現される。土地ぐるみ売買という形態が一般的ですらありうる」(船越：前掲『山林所有』p. 3～4)とところの土地市

場を与えているが、これは天然林土地市場とほぼ同じであると思われる。ところで氏は、上の引用につづいて、育林段階における地代の継続的発生によって「林地価格の形成にひとつの基礎が与えられる。……土地所有は地代形成基盤として確立され、従って『土地』それじしんが商品として土地市場にたち現われ、市場は拡大かつ活発化する」(同上, p. 4) と述べているが、合谷家の関係山林の所有移動に即してみるかぎり同意しがたい。激しい売買をくり返したのはいずれも未造林地であり、造林とともにその動きは停滞に入るからである。また仮りに造林地の売買があったとしても(農民造林の集積のような)それは「地代を生むところの林地」ではなく「森林それ自体」こそが目的であったのではないだろうか。

- 14) しかし、それが船越氏のように地代の継続的な発生を実体的基礎に行なわれたといえるかどうか。「土地投資+造林投資」の収益率が問題であったのではないだろうか。もし「地代」が規定的条件であれば、土地所有の経営からの分離傾向が実証されなければならないと考える。

#### 4. 地主森林経営の形成とその構造

##### 1) 実生苗の導入と大規模造林

合谷家にあつて永年番頭を勤め同家の経営全体を担当してきた田北広夫氏は、「自分が大正10年に合谷家に来たとき、合谷三郎はすでに70町歩ばかりの山を一人で雑木を伐り、開墾して、また炭焼きなどやらせて造林していた」と語っている。合谷三郎は造林投資の有利性に確信をもっていたのであるが、それを実行に移すべく奥地天然林を購入したのであった。そして田北氏の話は、1921(大正10)年頃にはこれへの造林が完了していたことを示唆しているのであるが、次の記録<sup>1)</sup>はこのことを合谷三郎自身が認めているという点で最も有力な資料である。

##### 山林提供物件

日田郡中津江村大字栃野字中野千六百四番ノ一

##### 一. 山林四町七反歩

此實測見積反別凡五拾町歩以上

現在立木拾五万本以上

明治三十年植付、即チ二拾年生以下拾年生以上、目通り頭木三尺六寸以下六寸以上

同所 千六百壹番

##### 一. 山林九反歩

此實測見積反別貳拾町歩

現在杉立木貳拾年生以下七万本以下

明治三十年度以降植付、即チ二十年生以下八年生以上、目通り頭木三尺八寸以下五寸以上

同字鶴田ノ上 二千二十一番

##### 一. 山林壹反八セ貳拾四歩

同所 二千三十三番地

##### 一. 山林三畝拾貳歩

此實測見積反別五町歩

現在杉立木三十年生以下壹万五千本

現今植込ミ中ニ至ル、頭木目通り廻り四尺五寸以下大小不揃ヒ三年生以上  
 右大正五年八月二日現在  
 右ノ通り相違無之候也

右所有者  
 合 谷 三 郎

浮羽郡吉井町  
 産業銀行御中

これは浮羽郡吉井町の産業銀行に提出するために書かれたものであるが、この産業銀行というのが如何なるものか明らかになしがたいし、またこれを何のために銀行に提出したのかも今のところ不明である。当時合谷家は殿尾金山（前津江村）など各地で金山の試掘に関係しているの、あるいはそのための資金調達工作のために準備されたものであったかも知れない。いずれ他日を期すことにしたい。

ところで、この記録によれば合谷家は 75 ha 余の造林を 1877（明治 30）年からの 10 年間でこなしているわけであり、その内容は先に引いた田北氏の話とほぼ一致している。しかしこれには古くから同家が所有していたところの「カコイ」約 30 ha などが含まれていない<sup>1)</sup>ので、これが 1916（大正 5）年現在における所有林野の全てというわけではない。またその後「ウドンガクラ」や「ササンノ」などの林野を購入し、これらにも植林してきているので、同家の造林地面積は 150 ha 程度にはなる。しかしそうだとするとそれは、日田地方の山林所有者のなかでとくに大規模な部類にはいるわけではなかった。というのは、たとえば大日本山林会が 1938（昭和 13）年に発行した『造林功労者事績（明治以降）』は、日田地方については 13 名を篤林家として列挙している<sup>2)</sup>が、彼らの造林面積は最低でも 80 ha であり、200 ha 以上が 8 名を数えいずれも合谷家を上まわっているからであるし、そしてまたこの外にも大面積に造林を行なった山林所有者がかなり洩れていると思われるからでもある。このように、合谷家のこの時期における造林は日田地方においてとくに目立つ程に大きかったわけではない。しかしその造林は、従来のカンノ作跡地に杉穂を直挿するという形態で小規模に行なわれていた造林とは、質を異にするものとして展開したという意味において、やはり大規模造林であったといえる<sup>3)</sup>なければならない。つまりいいかえれば、局地的な土地条件に極めて強く限定されざるを得ない直挿造林<sup>4)</sup>から脱却し、大量供給が可能でありしかも活着率が高いために造林適地を拡大しえたところの実生苗の導入を行なったことが、大規模造林の内実を支えた大きな要因であった<sup>5)</sup>のである。

ともあれ 1890～1915 年の「激動の 25 年間」に購入された大面積の奥地天然林は次々に植林されていった<sup>6)</sup>のであるが、合谷家にはこのような造林活動に関する記録類は、残念ながら、断片的にしか残されていない。しかしたとえ断片的な資料であっても、これを読みとることによって育林経営の実態を明らかにすることはできる。日田林業研究においては「こうした大面積の植林に……名子制度や木場作の小作を繞る労働地代が動員されたことは、これら大山林所有者の多くが斉しく認めている」<sup>7)</sup>という見解が通説化している<sup>8)</sup>のであるが、極く荒っぽい議論としても疑問のあるところが多く<sup>9)</sup>、こうした点からも合谷家の育林経営に関する資料の持つ意義は大きいといわなければならないのである。

## 2) 苗木市場の形成と苗木の調達形態

先にも述べたように大規模造林の意味は単なる面積の大小だけではなく、育林経営の施業体系なканずく苗木の問題であった<sup>10)</sup>。すなわち、実生苗の導入が大規模造林を推進する最も基礎的な条件だったのであるから、まず第一に、苗木の調達構造をみていかなければならない。

合谷家には『明治三拾五年秋以降 杉苗買入帳 合谷三郎』と表書きされた長帳が所蔵されているが、これには 1903 (明治 36)~07 (同 40) 年の 5 年間に同家を買入れ、または養苗した造林用苗木の本数などが記帳されている。かの「激動の 25 年間」のなかでももっとも精力的に造林投資が行なわれたと思われる明治 30 年代の前半、すなわち 1897~1902 年の間についての資料を欠くので多少問題がなくもないが、造林用苗木の調達形態の検討には十分である。

さて、第 9 表はこの『杉苗買入帳』を整理したものであるが、1905 (明治 38) 年から苗木の買入れが急減し、自家養苗のウェイトが急増していることがまず注目される。もちろんこのことには、“記帳されたところの苗木については”という限定をつけなければならぬであろう。しかしそうだとすると、この間の変化には著しいものがあるのであって、そこに苗木の調達構造の改変をみないわけにはいかない。つまり、購入による苗木調達が後退したことだけは確実なのである。そしてまた、自家養苗の部分的拡大は豪農の地主経営内への育林経営の取り込み<sup>11)</sup> の一つの現われなのであるが、本稿においてはこれを展開することはできない。いずれ他の機会に行ないたい。

それはともかく、1903 年と 04 年の両年の購入苗木の本数は 7 万本前後に達しており、記帳された苗木総数の圧倒的部分を占めている。しかしこれをよくみると、その中には山出しされずにもう 1 年苗床に置かれるものがかなりの数に達していることがわかる。たとえば 03 年には約 69,000 本の苗木を購入しているが、このうちの 38 % が山地ではなく苗床に植付られているのである。したがって造林活動の実態を知るためには、苗木の総本数ではなく山行苗についてみなければならない。そこで山行苗の本数をみると、それは 1904 年をピークにその後はかなりの減少を示している。つまり造林活動は停滞に向っているのである。ところで本節の初めのところで引用した資料(「山林提供物件」)には、たとえば「此實測見積反別凡五拾町歩以上、現在杉木立木拾五万本以上」というように林野の面積と立木本数が記載されているが、これによれば 1 町歩当りの平均現存立木本数は 3,000~3,500 本くらいとなる。合谷三郎の造林計画では間伐は 30 年以降に予定されており<sup>12)</sup>、したがってこれ以前に除伐、間伐を行なったとは考え難いので、枯損による減少があったくらいであろう。とすれば明治 30 年代の大規模造林において 1 ha 当の植付本数はせいぜい 4,000 本どまりだったことになる。そしてこのことを山行苗の本数と関連させていえば、1904 年の造林面積が約 20 ha に達しており、これをピークにその後は急速に造林面積の減少がみられたということになる。したがって前述のように 1895 (明治 28) 年にはすでに造林が始められているのであるから、「中野」山林については 1905~06 年ころにはすでに造林の余地はほとんど残っていなかったであろう。造林面積の減少の大きな原因だったのである。

ともあれ以上のことから、1904 年まではかなりハイペースで造林が行なわれていたことがわかるのであるが、そのために用いられた苗木は、その大部分が他から購入するとい

第9表 造林用杉苗木の調達本数の推移

単位：本

| 種別    | 年                    |                 |                    |                                   |                     |
|-------|----------------------|-----------------|--------------------|-----------------------------------|---------------------|
|       | 1903<br>(明 36)       | 1904<br>(明 37)  | 1905<br>(明 38)     | 1906<br>(明 39)                    | 1907<br>(明 40)      |
| 購入苗木  | 総<br>数<br>(金 額<br>円) | 69,286<br>( ? ) | 73,998<br>(147.63) | 3,100<br>(7.20)                   | 4,917<br>( ? )      |
|       | 山                    | 29,077          | 52,322             | 3,100                             | 3,950               |
|       | 苗 床                  | 40,209          | 21,676             | —                                 | 1,167               |
| 自宅育成木 | 総<br>数               | 1,400           | 25,567<br>ヒノキ 350  | 74,437<br>ヒノキ 1,000<br>カラマツ 3,155 | 34,650<br>ヒノキ 6,750 |
|       | 山                    | ...             | 25,567<br>ヒノキ 350  | 24,815<br>ヒノキ 1,000<br>カラマツ 1,920 | 15,990<br>ヒノキ 2,100 |
|       | 苗 床                  | 1,400           | ...                | 49,622<br>カラマツ 1,235              | 18,660<br>ヒノキ 4,650 |
| 合計    | 総<br>数               | 70,686          | 99,565<br>ヒノキ 350  | 77,537<br>ヒノキ 1,000<br>カラマツ 3,155 | 39,517<br>ヒノキ 6,750 |
|       | 山                    | 29,077          | 78,239<br>ヒノキ 350  | 27,915<br>ヒノキ 1,000<br>カラマツ 1,920 | 19,940<br>ヒノキ 2,100 |
|       | (うち 購入 苗)            | (100)           | (66.6)             | (10.1)                            | (22.3)              |

注) 1. 『明治三拾五年以降 杉苗購入帳 合谷三郎』(合谷家所蔵)により作成。

2. { 25,567 はスギ苗木が 25,567 本, ヒノキの苗木が 350 本を示す。  
ヒノキ 350

3. 購入苗には大, 中, 下があり, 大中は山出し, 下は再度苗床で養成した。「苗床」とあるのはこの小苗で苗床に植付られたもの。

う形態で調達されたものであった。04年には約8万本の造林を行なっているがその67%が購入苗木であったし、さらにその前年の03年には100%を占めていたのである。ところが05年以降は山行苗の本数、したがって造林面積、は毎年減少しているが、購入苗木の割合は格段に小さく、この時期には造林用の苗木が自家育苗によって主として供給されていたことがわかる。これをいいかえれば、造林面積の少ない、したがって苗木をそれほど必要としない時期には自家育苗によってこれを供給したが、それ以前の極めてドラスティックな造林活動の時期にあつては、そのための苗木の大部分は購入という形で調達されたということである。つまりさらにいえば、大規模造林は造林用苗木市場の形成によって始めてそれを実体化しえたのであり、したがってそこには多数の苗木生産者が実在していたと思われるのである。

しかし、その問題を述べる前に苗木そのものについてみておかなければならない。まず、樹種であるが、これは前掲の第9表にあるように杉が圧倒的に多い。檜や落葉松が散見されるが全く問題にならない。森林経営が杉造林として開始されていることがよくわかる。つぎに杉苗の種類であるが、実生苗と挿苗に分けると前者がほとんどで、後者はウラセバル杉の挿苗が2度ほど認められるだけである。周知のとおり日田林業は挿木苗をもって大きな特徴としている。しかしそれが定着するのはもう少し後であり、まだこの時期には他の先発林業地帯から種子を導入して実生苗を育成していたのである。ではどの種子を使ったか、『杉苗買入帳』に次のような記帳を見出すことができる。

明治四十年年度春種蒔キ

|            |              |
|------------|--------------|
| 一. 杉種子二升   | 松 野 純 一 郎    |
| 内五合        | 紀 州 土 井      |
| 五合         | 防 弥 七        |
| 一升         | 上 平 豊 吉      |
| 一. 杉種子一升五合 | 石 松 菊 造      |
|            | 紀 州 ノ 上 平    |
| 一. " 一升五合  | カ コ イ 勘 次 郎  |
|            | 大和吉野 上 平 豊 吉 |
| 一. " 五合    | 伝 頼 寺        |
| 一. " 六升八合  | 自 宅 分        |
| 内二升八合      | 土 井          |
| 内一升五合      | 上 平 材木商      |
| 内二升五合      | 紀 州 防 弥 七    |

ここに「紀州土井」とあるのは、合谷家に杉の発芽状況などの照会を内容とする土井八郎兵衛からのハガキが保存されていることなどから、尾鷲の土井八郎兵衛家であると思われる。また「防弥七」が同じく紀州であるから1斗2升5合のうち6升3合、ちょうど半分が尾鷲の種子ということになる。なお「上平」については紀州と大和の両方が出て来て判定に迷うが、一応大和吉野の住人と考えておきたい<sup>13)</sup>。要するに合谷家の場合、杉の種子は吉野からだけではなく、尾鷲からも積極的に購入しているのである。ちなみに翌08(明治41)年にも土井、防それぞれから2升ずつ買入れている。ところでこれらの種子を

どういう形で育苗したかという、上の場合には自宅では6升8合を播種しているだけである。残りは4人がそれぞれ分担しているもののようである。そのことを示すものとして次の記帳がある。

旧十一月廿八日渡ス  
一. 金壹円  
一年生買入ル、手附金  
四合蒔ノ分

純 一 郎

これは先ほどから利用している『杉苗買入帳』の1902（明治35）年秋の条から引用したものである。純一郎は同年春に4合ほど播種しているが、合谷家はこれを翌春、一年生苗の段階で買取する事にし、その手附として5円支払った、という内容である。金を渡した時期が年末であることははっきりしているが、育苗に関する約束がいつどういう内容で行なわれたのかはわからない。つまり、純一郎が主体的に播種、育苗していたが、金が入用になったので翌春これを引渡すということで前借したのか、それとも播種の段階で種子を同家が供与し、純一郎はこれを一年生苗木に仕立てる代償として金を受取る約束だったけれどもそれが早くなっただけなのか、わからないのである。苗木の供給を担った部分の自立の度合に問題の中心があるわけであるが、次の例からもわかるように、彼らが地主に全面的に従属していたとみることは正しくないようである。

一. 金  
二三年生  
大三厘、中一厘五毛、下五毛  
右ノ割ニテ春買入ル、事  
旧十一月七日約  
手附トシテ金五円渡シヲク

村  
寿 平

これも同年秋の条からの引用であるが、この寿平というのは翌1903年における山行苗の最大の供給者で、13,531本を19円80銭で合谷家に販売している。これに対して手附金は上のように5円であるから、前渡金の割合は25%にすぎず、前貸という形で苗木が調達されたとはみなし難い<sup>14)</sup>。ということは苗木生産者が自立的な経営のなかの一部門としてそれを行ない得ていたことを意味するのであり、したがってそこには、その苗木を売買する場としての市場が、一定の地域的広がりの中に形成されていたとみななければならないのである。

そこで第10表をみよう。これは先ほどから利用している『杉苗買入帳』を苗木の販売者別に集計したものである。当然のことながら山行苗のほとんどが購入によって調達されていた1903、04の両年は人数が多く、逆に購入の少ない05年以降は人数も少なくなっている。すなわち、03年には17名、翌年が16名であるのに対して、05年以降は順に3名、2名、6名と格段に少ないのである。しかも山行苗について販売者1人当りの本数は前の2年がそれぞれ約2,100本、3,500本であるのに、後の3年は1,000、1,900、900本と少なく、この面でも03年、04年の両年の苗木供給が農民と深く結びついていたことを知るこ



とができるのである。つまり苗木の生産供給は特定の農民によって閉鎖的に行なわれていたのではなく、多くの農民がこれにかかわっていたことを示しているのであり、商品生産としての造林用苗木の育成が中津江村の農民と地域経済を深く捉えていたことの現われでもあったのである。

では、このような苗木生産を担ったのはどのような農民だったのだろうか。もう一度第10表をみると、これには苗木を販売したものの住所が示されている。住所や姓の未確認なものはまだかなりあるが、それについては他日を期すこととして、とりあえず住所の判明する22名についてみれば、まず八所部落の農民が8名と目立って多い。同部落はいうまでもなく合谷家の出身部落でありしかもこのころはまだそこに居住していたのであるから、旧幕領時代からの諸関係が踏襲されていたとしても不思議ではない。しかしこの場合は、むしろ単に近くの買手として同家がとらえられていたと考えた方がよい。というのは、苗木の販売者のなかには川辺をはじめとして原部、引野など、庄屋部落として最も大きな集落を形成していた八所の周辺に位置する部落の農民がかなり顔を出しており、また井干原や田ノ原は黒谷川流域に属するとはいっても、同じく八所の周辺部落として位置づけられるべきだからである。このように合谷家に苗木を販売したのはその多くが周辺部落の農民であった。つまりいいかえれば、八所部落を中心としてその周辺の集落を包摂した地域が、合谷家への苗木供給の基本的な圏域であったのである。そしてさらにいえば、造林用苗木市場は買手またはその集団を核とした極く狭い日常的通交圏域として実在したということになる（もちろんこの市場はその狭小性の故に、買手の状況にすくなく規定されざるを得ないという弱さをもっていたことは事実である）。

ところで前節で詳述したように、合谷家の主力山林は黒谷川流域に存在している。したがって、この時期における大規模造林はすべてこの流域で行なわれたのである。にもかかわらず、それに最も近いところの平野や合鶴などの部落からの苗木供給はほとんどみられない。それが何故であるかはまだよくわからないけれども、これらの地域は黒谷川流域の最奥部に位置し、耕地が少なかったため、食糧生産としてのカンノ作から商品生産としてのカンノ作へと転換する余裕がなかったことが、あるいは苗木生産に携わらなかった原因かも知れない。しかし合谷家はこの苗木にかぎらず、この地域の農民と社会的関係をこの当時ほとんどもっていない。同家の地主経営にとってこの地域が単なる土地としてではなく、社会的関係として問題になるのはもう少し後のことなのである。

また苗木供給者の社会的経済的性格についても検討しなければならないが、中津江村の村落構造の推移を含めて他の機会を待ちたい。なお合谷家との小作関係については1913（大正2）年以降の資料しかない<sup>15)</sup>ので正確には分らないが、一人を除いて小作関係はなかったとみてよいようである。ということは苗木生産のために小作関係が利用されるということは、この時期にはなかったのである。

以上のように合谷家は、大規模造林のための苗木として吉野や尾鷲地方から種子を購入して、初めは農民がこれを育苗し同家が買入れるという形で、後には自家生産によって調達したのであるが、ではこれらの苗木を同家はどのような形態で林地に植付け、撫育したのであるか。つぎにこれらのことをみなければならない。

### 3) 「杉造林・カンノ作」結合説の再検討

日田地方にはカンノ作が広く行なわれており、これが杉造林の展開と深い関わりを持っ

ていたということについては、すでに多くの人々によって指摘されている<sup>16)</sup>。日田地方の杉造林がカンノ小作によって唯一可能であったという見方は決して少なくない。『日田林業発達史』の「大面積の植林に……名子制度や木場小作をめぐる労働地代が動員された」<sup>17)</sup>というのがその代表的なものであることは、本節の冒頭で述べたところである。この『日田林業発達史』は、山村経済の構造について中世的諸関係の残存を強調しすぎている点で正しくないのであるが、誤りはそれだけではない。カンノ作と造林との結合の態様とその歴史的推移というものを全く単相的に理解している点も首肯し難いところの一つである。しかしそうはいってもカンノ作が造林に対して持っていた意味の大きかったことは事実であるから、これを無視することはできない。したがって以下では、このカンノ作に留意しつつ合谷家の大面積杉造林について、その実態をみていくわけであるが、そのためには、まず、カンノ作そのものについて若干述べておくことが必要である。

さて、カンノ作というのは焼畑農業のことである。もちろんそれは今日では全く行われていない。したがって農民に彼の記憶を思い出してもらうことによってしか、その姿態を知る術はない<sup>18)</sup>。しかしそこに描き出されるカンノ作は、その多くが杉の伐跡地でのものであり、天然林を伐開して進められた大規模造林の前作業としてのカンノ作ではないし、ましてカンノ作そのものを目的とした地拵など聞くことはできない。

ところで、焼畑は古典的形態においては自給用食糧、すなわち主穀の生産を目的としていた。この「主穀生産型」の焼畑は地域の自然条件や農耕文化の伝播の状況に応じて輪作体系を異にしており、佐々木氏はこれを「アラキ型」(北上山地)、「カノ型」(奥羽・羽羽山地)、「ナギハタ型」(飛濃越山地など)、「コバ型」(四国・九州山地)、「根栽型」(沖縄)の5類型に区分<sup>19)</sup>されている。そして日田地方のカンノはコバ型の輪作体系をもっているわけだが、コバ型の特徴はソバ、アワ、ヒエ、大豆、小豆などの雑穀を中核としながら、これに麦やイモ類なども加えた「他の温帯や熱帯の諸地域にはみられない、複合度の高い特異な輪作様式」<sup>20)</sup>だということにあるとされている。しかしこの食糧自給型の古典的な主穀生産型の焼畑は、水田の拡大や商品経済の発展にともなって、商品作物の生産や造林と結びついたものに変化するのであるが、佐々木氏はこれを「商品作物栽培型」や「林業前作農業型」の焼畑への移行といわれている。ここでは後者が問題なので、これについて佐々木氏の所説<sup>21)</sup>を要約しておこう。

「林業前作農業型」の焼畑は、造林のための地拵を主たる目的とし、農作物の収穫を従とする焼畑である。主穀生産型の古典的な焼畑では、いうまでもなく休閑期間は全く利用されない。しかし、森林を焼いた跡に自生する山茶の採取などは、休閑期間の一部を商品生産のために利用することを可能にし、製炭はそれまで伐採、焼却していた林木そのものを商品生産的に利用する途を開いたのである。また搬出条件の開発によって、林木は用材としても利用されるようになり、造林の発達によって林野の全面的な商品生産的利用が可能となる。つまり「焼畑—休閑地—焼畑」というローテーションから、「焼畑—造林地—焼畑—造林地」というように、焼畑にとっての全休閑期間が林業生産的に利用されるという点に「林業前作農業型」の最大の特徴があったのである。

したがってこの類型では、焼畑は休閑期間に行なわれる林業生産のための準備段階としての意味しか持たないのであるが、しかしその輪作体系は、この焼畑によって生活の糧を得ていた零細農民が多数存在していたが故に、主穀生産型のそれとほぼ同じであった。他

方、こうした焼畑によって食糧を自給していた零細農民の対極にあるところの森林経営者もこのような焼畑を有利としたが、それは地拵や下刈などの造林経費が軽減され、造林木の成育が促進されたからである。しかし、この種の焼畑が山林所有者による労働地代の徴収という形をとる焼畑小作と結びついていること、すなわち焼畑用地を借りる代償として植付と保護、管理のための労働力を提供してきたということが、一般的には強調されているのであるが、むしろ自営的な焼畑によって造林が進められてきたことに十分留意しておかなければならない<sup>22</sup>。

さて、以上が佐々木氏からの要約であるが、それでは津江地方において焼畑はどのように行なわれていたのであろうか。次の話は中津江村平野部落の中元直氏から聴取したものであるが、津江地方でのカンノ作を知るために参考になるので紹介しておこう。

「母から聞いた話では、明治時代には長谷部家など地主は農民にカンノ作をさせて歩合（現物小作料）をとっており、地主はこの歩合で暮しをたてていたということである。大正時代にはこの歩合はもうなくなっていたけれども、ソマ（ソバのこと）の出来の良いときには地主に1俵くらい持っていったらしい。

明治時代のカンノは部落の周辺と奥山ではやり方が違っていたと聞いている。まず里山では夏に火入をしてその直後にソマを焼畑全面に播種し、これをタカボウキでかきならす。ソマは初年目（アラジ）の秋に収穫し、翌春（ヤジリ）この跡地に楮や三桠を植えたが、3年くらい置いておくと立派なものが穫れた。またコンニャクも2年目に植えて3年後に収穫したが、杉はこれらが終わってから植えたらしい。他方、奥山では天然林を8月ごろ伐採してよく乾燥させ、翌春火入してアワやヒエを播き、同時に杉を植えた。もちろん播種の前の耕耘などせず、土を掻き均すだけだった。2年目は小豆や大豆を播いたが、3年目以降は次に新しいカンノがあれば放棄し、ないときは豆類を連作した、というふうに聞いている。

昭和になるとスギの伐跡地でのカンノ作が中心になった。夏に山を焼きその跡にソマとカラシを混播すると、秋にソマ、翌春にカラシをそれぞれ収穫できた。1年目の秋または2年目の春に杉を植え、2年目以降はカンノには豆類を連作した。地味の良いところではサトイモやコンニャクを植えた。また戦後は陸稻やカンショを作付する傾向がつよかった。

カンノのための地拵は共同作業であり、これに従事した人々が山を分けてカンノ作をしたが、その面積はせいぜい1人1～2反程度だったように思う。また作付可能な面積は毎年急速に減少し、2年目が7～8割、3年目は5割以下になった。その理由はカンノへの雑草の侵入のためで、地力が低下したからではない。またスギが大きくなって、作物の栽培が不可能になったからでもなかった。このほかとくに天然林の伐跡地では雑木の芽が出てこれを除去するのに非常に苦労した。こういうことから奥地のカンノでは3年間も山作することは極めて難しく、その後の下刈については地主がこれをしなければならなかった。そして昭和になると一部では賃銀をもらわなければ火入（＝地拵）しないという例もみられるようになった。なお、カンノ作のなかで商品化したのは楮皮、コンニャクが中心でこれらは福岡県八女郡矢部村の宮ノ尾の商人に売りに行った。」

以上が中元氏の説明であるが、里山と奥山における焼畑の違いがよく分る。また奥山では2年間しか作付されておらず、「カンノ作をさせておればスギ山が出来上る」というわ

けにはいかなかったことも明らかである。なおここには山茶の培養採取のことについて触れていないが、集落の周辺では山を焼けば必ず茶が芽を出し、3年目から杉が茶の樹よりも大きくなるまでの数年間は、ほとんどの農民が茶摘をしていたとみてよい。しかしこれは1905年前後から急速な減少を辿ることになる<sup>23)</sup>のであるが、いずれにしてもカンノ作が山野のいたるところで行なわれたことは明らかであり、かつそれが時代とともに推移してきたことも疑う余地はないのである。そしてまた、それは農民の耕地所有や小作の状況によっても内容を異にしており、作付作物が極めて多種多様な構成を示したことと相まって、津江地方のカンノ作は極めて複雑な輪作体系を示すことになるのである。

さて、カンノ作に深入りしすぎたようである。合谷家の森林経営にもどらなければならぬが、同家の造林とカンノ小作の結合を示す例として、次のような「約定証書」があるので、まずこれからみていくことにしよう。

### 約 定 証 書

(ママ)  
日田郡中津江村大字栃野字仲野一千六百〇四番地

#### ⑩ 一、山林六丁七反歩

但シ此ノ山林内実地小屋場所ノ区域内

⑩  
右ハ本年本月ヨリ向フ十年間、右地所但書ノ内拝借仕候処実正也、就テハ右上納トシテ私共立木切り開キ、後ニ貴殿 杉木御植付ノ 後ニ、満二ケ年間ハ作付ケ仕リ可申、若シ万一作付方出来不申ルキハ、其ノ代リトシテ右年限内ハ杉木手入可仕候、⑩  
自然右年限間永續仕リ無候キハ、右地所ニ作付アル品ハ貴殿御勝手ニ御支配相成ルベク、又年期終ノ時ハ作物ハ其ノママニ御返納可仕候、依而為後年約定証一札御取替シ申シ置キ候

中津江村大字栃野

明治三十一年旧八月

長 谷 部 実 平 ⑩

証 人 同村大字同

佐 藤 為 作 ⑩

地主同村

合 谷 三 郎 殿

ここにいうところの「仲野」山林が、黒谷川の最上流の今日合谷家の最も主力をなす森林であることはいうまでもない。上の「約定証書」はこの「中野」山林での拡大造林の一端を示して興味深い。すなわち、これによれば、長谷部実平はカンノ作をするためにこの山林を借り入れているのであるが、その代償は「立木切り開」くことと、合谷家が「杉木植付ノ後ニ、満二ケ年間ハ作付」けることおよび「年期終リノ時ハ作物ハ其ノママニ御返納」することの三つであった。植付労働の無償提供はもちろん、3年目以降の撫育作業についても何等触れていない。「年期終リ」である10年目の作物については、これを全て地主のもとに上納することになってはいるが、それがそれほど重大な意味を持っていたとは思えない。とすれば、奥地での大面積造林においては「カンノ小作と杉造林の結合」といっても、小作人の無償労働（正しくは労働地代）によって担われたのは地拵と2年間の下刈だけだったということになる。しかも地拵は、カンノ小作という形で常に無償で行なわれていたわけではない。次のように地拵が有償で行なわれることもあったのである。

合鶴山切りノ約 常 吉

惣高廿五円ノ極メ

此ノ渡シ方 伐切済ニ 二十円

外 本年度之手間二十三疋ノ処二十人即チ四円六十疋渡ス事

焼取済ミノ上ニ 五円ト 二十三疋ノ手間十人ヲ加エ渡ス事

これは後にも利用する『杉山手入明細帳』の1907（明治40）年から引用したものであるが、内容は常吉が合鶴山での伐採、焼払いを25円で請負ったということである。この「合鶴山」というのは「中野」山林の別名であり、この時期に中心的に造林されたところである。この奥地の林野での地拵を川辺部落の常吉は25円で請負った（区域等不明）わけであるが、にもかかわらず彼はそこでカンノ作をし、その産物のヒエを合谷家に販売しているのである。すなわち上の引用文に続いて次のような記帳がなされている。

九月十五日  
 一金一円 ヒエ前金トシテ渡シアリ  
 旧九月廿一日  
 一金一円 ヒエ前金  
 内一俵入ル

つまり常吉は地拵の賃金をとるだけではなく、そこでカンノ作をして取れたヒエもちゃんと地主に売りつけているのである。とすれば、カンノ小作を条件に植付やその後の撫育作業までを無償で行なわせることなどは現実にはありえなかったといわざるを得ない。仮にこのような例が全くの例外に属するとしても、現実にはありえたことは、せいぜい先の「約定証書」程度のところだったのではなかろうか<sup>24)</sup>。

里山地帯での商品作物の栽培を主な目的とするカンノ作の場合<sup>25)</sup>はともかく、このような大面積造林の主体をなしたところの奥地山林でのカンノ作は、いわれるほどには杉造林に貢献しなかったといわなければならないのである。

このことは次頁の第11表によっても明らかである。この表は合谷家に所蔵されている「前略要領丈ケ左ニ申述」という書出しの文書に収められている表を整理したものである。この文書についてはそれがどういう目的でつくられたのか、また合谷家の造林実績を記録しているのかなどわからない点が多い<sup>26)</sup>が、いずれにしても1921（大正10）年時点でどこかの森林経営の経過をとりまとめたものであることは間違いない。

さて、これは「地券反別ハ極少々、實測反別五拾壹町歩余」で、「買入代金登録税共壹千六百五拾五円五十銭」の林野での造林である。「明治四十年ヨリ植始メマシテ、同四拾五年春五ケ年間ニテ荒植丈ケ終」り、その後補植などもしているが、植付密度は「坪凡ソ弍本ツツ位ノ見込ニテ植込進行（里近クハ三四本位ノ者也）」というように極めて高く、したがって苗木の本数は約42万本に達している。この苗木の「植込手間賃」が毎年計上されていることは当然であるが、注目されるのは植付の翌年から下刈の労賃が支出されていることである。この資料からみるかぎり、杉の植付後もカンノ作が行なわれ、そのことによって造林の経費が軽減されたとはみなしがたいのである<sup>27)</sup>。しかし、他方では「山開人足」が66工しか計上されていないが、50ha余の山林の地拵が70人足らずの人数ででき

第11表 造林経費の一例

| 年次        | 山    |        | 開     |        | 植     |     | 込     |          | 下      |        | 刈        |         | 小屋掛費   | その他                   | 合計      | 苗木本数    |
|-----------|------|--------|-------|--------|-------|-----|-------|----------|--------|--------|----------|---------|--------|-----------------------|---------|---------|
|           | 延入足数 | 経費     | 延入足数  | 経費     | 延入足数  | 経費  | 延入足数  | 経費       | 延入足数   | 日給     | 経費       | 経費      |        |                       |         |         |
| 1907(明40) | 66工  | 79.00円 | 37工   | 22.80円 | —工    | —銭  | —工    | —銭       | —工     | —銭     | —銭       | —銭      | 30.00円 | —                     | 131.80円 | 12,900本 |
| 08(“41)   | —    | —      | 346   | 176.85 | 50    | 45  | 50    | 23.40    | —      | —      | —        | —       | —      | —                     | 200.25  | 107,700 |
| 09(“42)   | —    | —      | 16    | 8.80   | 288   | 55  | 288   | 118.40   | —      | —      | —        | —       | 31.80  | —                     | 159.00  | 6,400   |
| 10(“43)   | —    | —      | 340   | 185.10 | 763人  | 55  | 763人  | 418.90   | —      | —      | —        | —       | 27.00  | 39.90 (林道開作(66.5工))   | 670.90  | 127,000 |
| 11(“44)   | —    | —      | 414人  | 252.00 | 844   | 60  | 844   | 507.00   | —      | —      | —        | —       | —      | —                     | 759.00  | 154,000 |
| 12(“45)   | —    | —      | 230   | 158.00 | 900   | 60  | 900   | 538.60   | —      | —      | —        | —       | —      | 28.50 (暴木起 32人 縄代共)   | 725.10  | 72,800  |
| 13(大2)    | —    | —      | 間植16  | 10.10  | 64    | 60  | 64    | 38.40    | —      | —      | —        | —       | —      | 32.80 (山崩止メ 54人)      | 81.30   | 3,800   |
| 14(“3)    | —    | —      | “ 12  | 7.20   | 590   | 60  | 590   | 354.00   | —      | —      | —        | —       | —      | —                     | 361.20  | 4,200   |
| 15(“4)    | —    | —      | —     | —      | 594   | 50  | 594   | 297.00   | —      | —      | —        | —       | —      | 28.80 (木起代)24.45(測量費) | 350.25  | —       |
| 16(“5)    | —    | —      | —     | —      | 462   | 60  | 462   | 277.20   | —      | —      | —        | —       | —      | —                     | 277.20  | —       |
| 17(“6)    | —    | —      | —     | —      | 184工  | 70  | 184工  | 128.80   | —      | —      | —        | —       | —      | —                     | 128.80  | —       |
| 18(“7)    | —    | —      | —     | —      | 370   | 110 | 370   | 403.90   | —      | —      | —        | —       | 15.00  | —                     | 418.90  | —       |
| 19(“8)    | —    | —      | —     | —      | 380   | 130 | 380   | 492.60   | —      | —      | —        | —       | —      | —                     | 492.60  | —       |
| 20(“9)    | —    | —      | —     | —      | 138   | 200 | 138   | 276.00   | —      | —      | —        | —       | —      | —                     | 276.00  | —       |
| 21(“10)   | —    | —      | —     | —      | 136   | 130 | 136   | 176.80   | —      | —      | —        | —       | —      | —                     | 176.80  | —       |
| 計         | 66   | 79.00  | 1,411 | 820.85 | 5,763 | —   | 5,763 | 4,051.00 | 103.80 | 154.45 | 5,209.10 | 488,800 |        |                       |         |         |

注) 1. 合谷家所蔵資料により作成。

2. この造林地の面積は約51町歩。

3. この造林のために買付けた苗木は 554,300 本で 1,679円 余。内 66,500 本が山に伏込中凍枯死している。

4. 賃金の日額は下例のみ例示しているが、他もほとんど同じである。

なお、この賃金は「手飯」といって、昼食を労働者が持参する場合のものと思われ、造林小屋に泊りこむ（食事は雇主が負担する。）場合はこれよりもかなり安くなっている。

るわけがないから、これは造林のための地拵が他の生産目的に埋没した形態で行なわれたことを示していると思われる。それがカンノ作であったと断定することはできない<sup>28)</sup>けれども、そうである可能性が極めて大きいことはいうまでもない。

ともあれ、この記録の場合には、造林費は地拵を除いてはとくにカンノ作によって軽減されたとは考えられない。この山林のために15年間に投じられた金は8,615円余であるが、林地購入費を除いたところの直接の造林経費は6,960円余であり、このうち植込手間賃が820円、下刈賃金が4,051円と両方で造林費の7割を占めているのである。したがって、たとえカンノ作が行なわれていたとしても、明治期の大面積造林を支えていったのは、中心的には雇用労働であったと考えざるを得ない。もしカンノ作が、『日田林業発達史』などが指摘するほどに、労働力の面で大きな意義を実体的にもったのであれば、それは大正中期大面積造林が一巡し、林野利用に対する地主の絶対的権利が確立したところの杉人工林の伐跡地でのカンノにおいてではなかったかと思われるのである。

ともあれこれらのことから、カンノ作と杉造林の結合というものが、少なくとも奥地の大面積造林では一般に信じられているようなものではなかったことは明らかである。つまりカンノ小作農民の無償労働によって大面積造林が遂行されたとはいえないのであって、いえることはむしろこれとは逆のことである。明治中末期から大正初期にかけて怒濤のごとく繰り広げられた奥地での大面積造林は、カンノ作によって地拵と1～2回の下刈が軽減されることがあったとはいえ、基本的には雇用労働によって遂行されたということ、これである。とすればそこには労働市場の形成がなければならない。合谷家の『杉山手入明細帳』によってみていくことにする。

#### 4) 「杉山手入」労働力の雇用形態と地主森林経営の構造

さて、合谷家には明治期の造林活動の記録としては、前節で利用した『杉苗買入帳』とともに、『杉山手入明細帳』が残されている。この『手入帳』はこの期のものとしては現在2冊が保存されており、1冊には1904(明治37)年から08(同41)年の、他の1冊には1911(同44)年の杉造林地の撫育作業に関する事柄がそれぞれ記帳されている。しかし、これには地拵や植付についての記録がなく、これらのために雇用された労働者について詳らかにすることができないのは残念である。

第12表は明治期における杉山手入作業のために投下された金額の推移を示したものである。この表は『明治三拾七年六月以降 杉山手入明細帳 第参号 合谷三郎』<sup>29)</sup>と表書された長帳の表表紙の見返しから転載したものであるが、備考欄に書いているように細くみると不審なところもある。たとえば1906(明治39)年は98円となっているが、手入帳の内容を積み上げると141円余になるし、さらに08(同41)年は150円であるのに、積み上げ分は120円足らずしかないことなどである。また1899～1903年については書き込まれていないので、この時期の推移がわからないのは残念だが、1896年以前(明治20年代)よりも1897年以降(明治30年代)の方が資本投下額は大きかったことは確実である。もちろん、この間には賃金も上昇しているはずでありこの金額がそのまま雇用労働量の推移を示すものではないであろう。またその雇用量もそれほど大きかったわけではない。しかしそうだとすると、造林労働をめぐって小なりといえども労働力市場が形成されていたとみないわけにはいかないのである。というのは杉造林は、カンノ作との結合のなかに完結し

第12表 下刈経費の推移

| 年         | 下刈経費   | 備考           |               |
|-----------|--------|--------------|---------------|
|           |        | (A)          | (B)           |
|           | 円      | 円            | 円             |
| 1895(明28) | 13.69  | —            | —             |
| 96(〃29)   | 30.00  | —            | —             |
| 97(〃30)   | 47.00  | —            | —             |
| 98(〃31)   | 56.00  | —            | —             |
| 1904(〃37) | 106.00 | 106.72       | 129.82        |
| 05(〃38)   | 116.00 | 116.24+自宅50人 | 119.62+自宅 50人 |
| 06(〃39)   | 98.00  | 98.28+自宅(?)  | 141.33+〃 19人  |
| 07(〃40)   | 85.00  | 85.00        | 69.90+〃 8人    |
| 08(〃41)   | 150.00 | 150.00       | 119.63+〃 29人  |
| 1911(〃44) | —      | —            | 278人+1.50円    |

注) 1. 「下刈経費」は「明治三拾七年六月以降 杉山手入明細帳 第参号 合谷三郎」(合谷家所蔵)の表表紙の見返しから転載。

2. 備考の(A)は同上の本文中に記載された各年の合計金額、(B)は各労働者の積上数字。ただし 1911(明治44)年については「明治四十四年八月起」の杉山手入明細帳による。

ていたのではなく、造林自体を目的とする労働力の存在とその調達を不可欠なものとして伴っていたからである。

ところで第13表は『杉山手入明細帳』によって、労働者別に就労日数及び支払賃金を取りまとめたものである。1904～08年の5年間は主として賃金額が、1911年は専ら日数が書

第13表 労働者別支払賃金額 (円)

| 労働者 |            | 1904           | 05     | 06     | 07     | 08          | 5年間              | 1911           |
|-----|------------|----------------|--------|--------|--------|-------------|------------------|----------------|
| 部落  | 氏名         | (明37)          | (〃38)  | (〃39)  | (〃40)  | (〃41)       | 合計               | (〃44)          |
| 辛味  | 岩本 藤太      | ◎52.00         | ◎51.00 | ◎17.50 |        |             | 120.50           | 1.50           |
| 川辺  | 弥平         | ◎12.00         | ◎19.00 |        | ◎14.00 |             | 45.00            |                |
| 原部  | 松吉         | △ 9.90         |        |        |        |             | 9.90             |                |
| 八所  | 矢野八十作      | 8.50           |        |        |        |             | 8.50             |                |
| カコイ | 勘次郎        | △ 4.56         | ◎14.50 | 7.40   |        | { 3日<br>(?) | { 26.46<br>3日(—) |                |
| 小園  | 大三         | 4.42           |        |        |        | 1.20        | 5.62             |                |
|     | 松野 香       | 2.78           |        |        |        |             | 2.78             |                |
|     | 高野 勘市      | △ 2.50         |        |        |        |             | 2.50             |                |
|     | 石貫 孫市      | 2.00           |        |        | 2.00   | 2.00        | 6.00             | { 16.7日<br>(?) |
| カコイ | ヨシエ        | 1.80           |        |        | 0.50   |             | 2.30             |                |
|     | 次市         | 1.36           |        |        |        |             | 1.36             |                |
| 原部  | 米吉         | 0.50           |        |        |        |             | 0.50             |                |
| 〃   | { 米吉<br>松吉 | △ 30.0日<br>(?) |        |        |        |             | 30日(—)           |                |

| 労働者 |             | 1904  | 05     | 06                  | 07                  | 08                  | 5年間                | 1911           |
|-----|-------------|-------|--------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|----------------|
| 部落  | 氏名          | (明37) | (〃38)  | (〃39)               | (〃40)               | (〃41)               | 合計                 | (〃44)          |
| 小園  | 渡辺 竹作       |       | ◎18.20 |                     |                     |                     | 18.20              | { 2.0日<br>(?)  |
| 黒谷  | 高原森次郎       |       | 6.90   |                     |                     |                     | 6.90               |                |
| 田ノ原 | 田中 庄蔵       |       | 4.02   | 0.50                |                     |                     | 4.52               |                |
| 中西  | 豊吉          |       | 2.50   |                     |                     |                     | 2.50               |                |
| 原部  | 円平          |       | 0.60   |                     | 4.20                | 5.00                | 9.80               |                |
| 吹ノ草 | 庄作          |       | 0.40   |                     |                     |                     | 0.40               |                |
|     | 岩本 要造       |       |        | ◎45.00              |                     |                     | 45.00              |                |
| 川辺  | 川野 常吉       |       |        | ◎38.00              | ◎25.00              | ◎10.00              | 73.00              |                |
|     | { 国平<br>勘次郎 |       |        | { ◎51.0日<br>(14.28) |                     |                     | { 51日<br>(14.28)   |                |
|     | 国平          |       |        | { ◎20.0日<br>(7.40)  |                     |                     | { 20日<br>(7.40)    |                |
|     | 豊次          |       |        | 4.50                |                     | 2.50                | 7.00               |                |
|     | 川津 安一       |       |        | { 12.0日<br>(2.60)   |                     |                     | { 12日<br>(2.60)    |                |
| 中西  | 徳市          |       |        | 1.80                |                     |                     | 1.80               |                |
|     | 浅太郎         |       |        | 1.75                |                     |                     | 1.75               |                |
| 井干原 | 松野 護郎       |       |        | 0.60                |                     |                     | 0.65               |                |
| 吹ノ草 | 浅次          |       |        |                     | { ◎62日+α<br>(16.20) |                     | { 62日+α<br>(16.20) |                |
| カコイ | 小市          |       |        |                     | { 8.0日<br>(—)       |                     | { 8日<br>(—)        |                |
| 原部  | 安市          |       |        |                     | 0.50                |                     | 0.50               |                |
|     | 熊吉          |       |        |                     | 0.50                |                     | 0.50               |                |
| 辛味  | 伊五平         |       |        |                     |                     | { ◎71.5日<br>(29.57) | { 71.5日<br>(29.57) |                |
| 鶴田  | 鹿毛井虎之助      |       |        |                     |                     | 25.00               | 25.00              |                |
| 岩屋  | 櫛原庄太郎       |       |        |                     |                     | { ◎ 32日<br>(10.90)  | { 32日<br>(10.90)   |                |
|     | 岩吉          |       |        |                     |                     | { 9日+α<br>(4.00)    | { 9日+α<br>(4.00)   |                |
| 平野  | 安之助         |       |        |                     |                     | { 10日<br>(3.50)     | { 10日<br>(3.50)    |                |
| 川辺  | 安太          |       |        |                     |                     | 2.00                | 2.00               |                |
| 中西  | 長吉          |       |        |                     |                     | 1.80                | 1.80               |                |
|     | ソメ          |       |        |                     |                     | 1.00                | 1.00               |                |
| 吹ノ草 | 鶴作          |       |        |                     |                     | 0.50                | 0.50               | { 11.2日<br>(?) |
| 八所  | 宇吉          |       |        |                     |                     | { 26日<br>(?)        | { 26日<br>(—)       |                |
| 小園  | 房吉          |       |        | { 19日<br>(?)        |                     |                     | { 19日<br>(—)       | { 10日<br>(?)   |
| 辛味  | 幸平          |       |        |                     | ◎ 7.00              |                     | 7.00               | 1.50           |

| 労働者 |            | 1904          | 05           | 06            | 07           | 08                 | 5 年 間              | 1911           |
|-----|------------|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 部 落 | 氏 名        | (明37)         | (〃38)        | (〃39)         | (〃40)        | (〃41)              | 合 計                | (〃44)          |
| 二 又 | 長谷部実平      |               |              |               |              | { 52.8日<br>(20.66) | { 52.8日<br>(20.66) | { 15.3日<br>(?) |
| 〃   | 佐藤 竜蔵      |               |              |               |              |                    |                    | { 45.5日<br>(?) |
| 辛 味 | 田村 作蔵      |               |              |               |              |                    |                    | { 33日<br>(?)   |
|     | 森 勝三郎      |               |              |               |              |                    |                    | { 32.8日<br>(?) |
|     | 渡辺 博次      |               |              |               |              |                    |                    | { 32.3日<br>(?) |
|     | 中尾 繁太      |               |              |               |              |                    |                    | { 20.5日<br>(?) |
| 二 又 | 河原久右エ門     |               |              |               |              |                    |                    | { 18.0日<br>(?) |
|     | 石貫 重市      |               |              |               |              |                    |                    | { 10.0日<br>(?) |
|     | 関蔵         |               |              |               |              |                    |                    | { 8.0日<br>(?)  |
|     | 小野 亮       |               |              |               |              |                    |                    | { 7.0日<br>(?)  |
| 二 又 | 樺原 政喜      |               |              |               |              |                    |                    | { 4.0日<br>(?)  |
| 二 又 | 秋代         |               |              |               |              |                    |                    | { 4.0日<br>(?)  |
| 辛 味 | 伝吉         |               |              |               |              |                    |                    | { 4.0日<br>(?)  |
| 井干原 | 石本 平吉      |               |              |               |              |                    |                    | { 5.5日<br>(?)  |
| 川 辺 | 石貫徳次郎      |               |              |               |              |                    |                    | { 2.4日<br>(?)  |
| 合 計 | 人 数<br>金 額 | 12人<br>102.37 | 9人<br>117.12 | 12人<br>141.33 | 10人<br>69.90 | 17人<br>119.63      | 41人<br>550.35      | 21人<br>278.2日  |

注) 1. 前表に同じ。

2. ◎印はウドンガクラ、中野での作業、△印はカコイでの作業を示す。

3. { 12.0日  
(2.60) は、就労日数が12日でその賃金が2円60銭であることを意味している。

(一) 及び(?) は賃金支払についての記録のないことを示す。

かれているが、これは両時期における労働者の雇用形態の変化を示唆するものと思われるが、この点について論ずる紙幅のないのは残念である。それはともかく、同表には60名が出ているが、この6年間毎年合谷家に雇われたという者はなく、最も雇用頻度の高い者でも4年で、これが3名である。次いで3年というのが3人いるだけで、他は1～2年雇用されているにすぎない。したがって年毎の雇用者の入れ替りも激しく、毎年違う人々が雇われていたといっても言いすぎではないほどである。労働者の雇用関係がこのような流動的、開放的だったことは注目しておいてよいことである。またこの表の中に◎印をつけたのがあるが、これらはいずれも奥地大面積造林の対象となった「中野」山林など、黒谷川流域の最上流部の林野での撫育作業であることを示している。そして△印は「カコイ」山林での下刈であるがこれら◎印や△印の占める割合は極めて大きい。たとえば1905年などは全体の87%が「中野」山林に投ぜられているのであり、この時期の造林活動がこうした奥地山林を中心に進められていったことが、この点からも明らかにできるのである。

しかし、これらの作業を担っていったのは奥地集落の農民ではなく、むしろこれらの林

野から遠く離れた部落のものであった。すなわち「中野」山林に最も近い集落は合鶴部落であり、その次が平野、以下鶴田、黒谷などの部落であるが、表をみればわかるようにこれらの部落のものは「中野」山林での作業に従事していない。黒谷川流域に属する井干原や田ノ原部落についてみても、それらの住民の割合は極めて少ないのである。ところが鯛生川左岸の諸部落は単に人数が多いというだけではない。◎印のついた者の部落をみると、カコイ（田ノ原）部落の勘次郎を除いて他はいずれも八所周辺部落の住民なのである。この点は1910年代以降（大正期以降）の実態と比較するとき極めて大きな特徴となる。というのは1910年代以降はむしろ黒谷川流域の労働者が中心となっていくからである。

ともあれこのように合谷家は、同家の地元周辺の農民を労働者として雇用しているわけであるが、そうだとすれば両者の社会的関係について検討しておかなければならない。そこで耕地での小作関係であるが、地主・小作関係は皆無といってよい。ということは地主が小作人を権力的にこれら奥地山林に送りこみ、造林作業に従事させたのではないことを意味する。社会構造としての寄生地主制を持ち出せばともかく、直接的な地主、小作関係が労働力調達の挺子となったとは考え難いのである<sup>30)</sup>。そしてこのような合谷家と同家の地元周辺部落の農民との結合関係は、杉苗木市場においても形成されていたわけであるが、それは奥地の山林地域が合谷家にとっては未知の地であり、したがって山元の農民ともなじみがなく、止むを得ず地元の農民を動員したということの結果にすぎないのであって、そこには特別な支配・被支配の関係は存在しておらず、いわば顔なじみという関係があったにすぎない。もちろんこれらの労働者がそれぞれの林野でカンノ小作をしていたこともありうる。否、むしろそう考えた方が自然なのかも知れない<sup>31)</sup>。しかしそうだとすると、既述のようにカンノ作のための労働の外に造林に固有の作業を無償で行なわせるだけの権力を地主が持っていたとは考えられないのであるから、カンノ作そのものが経済外的に強制されたことを実証しないかぎり、そこに支配・被支配の関係が存在したということとはできないはずである。しかし現実には存在しないものを実証することが土台無理であることはいうまでもない。なお山元の農民を雇用しなかった他の理由として労働力不足ということがあるいはあったかも知れない。というのは黒谷川流域はもともと農家数が少ないのに広大な林野を抱えており、そこで一斉に大規模な造林が進められ、地元労働力が底をついたと考えることも出来るからである。

いずれにしろ、以上のように造林をめぐる農民労働の雇用が行なわれており、したがってそこに労働市場の形成があったことは明らである。しかしその労働市場は、一般に信じられているようには狭くも閉鎖的でもなかったし、伝来的な古い社会関係のなかに封じ込められて形成されていたわけでもなかった。すなわち、労働市場は耕地地主の回りに雇役的労働者が群がり、取り囲むという構造<sup>32)</sup>としてではなく、こうした諸関係とは自由なところで形成された市場だったである。ということは、合谷家の造林経営が伝統的諸関係を揺り動かす運動の上に成立していたことを示しているし、同時にまたそれがこのような運動の一端を構成するものであったことを示しているのである<sup>33)</sup>。しかし森林経営の構造的特質<sup>33)</sup>はこのような運動を曖昧な形に押しとどめただけでなく、むしろ後退させることになるのであるが、そのことは本稿の課題ではない。

ところで1911年の『杉山手入明細帳』には各労働者の出役状況が記帳されている。日田地方ではこの記録のことを星取表と呼んでいるが、これをつけることによって合谷家は労

働者を直接管理し、したがって作業の進捗状況をも常に把握しえていたわけである。つまり同家は造林作業を直雇直営形態において行なっていたのである。そしてそのことは、森林経営のための労働力が地主経営の労働力基盤の埒内にとり込まれたことを意味しており、この形態は1911年以降1938（昭和13）年まで継続されるのであるが、それはともかくとしてそれ以前（1910年以前）は請負形態が中心であった。たとえば、第13表に示しているように、辛味部落の岩本藤太は際立って賃金が多いのであるが、彼について『杉山手入明細帳』の1904（明治37）年の条には次のように書かれている。

|                                                      |                                                                                                                                                                                               |     |         |     |          |    |          |     |           |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|-----|----------|----|----------|-----|-----------|
| 旧五月八日渡ス（約定）<br>（ママ）<br>字仲野                           | 岩 本 藤 太 へ                                                                                                                                                                                     |     |         |     |          |    |          |     |           |
| 一、道ノ上下 凡五十人ノ見込ミテ 拾六円ニテ渡ス<br>内十一円現金渡シテ<br>五円ヲ小供ニ入ルルハズ |                                                                                                                                                                                               |     |         |     |          |    |          |     |           |
|                                                      | <table border="0"> <tr> <td>内五円</td> <td>旧五月十日渡ス</td> </tr> <tr> <td>貳円</td> <td>旧五月十九日渡ス</td> </tr> <tr> <td>参円</td> <td>旧五月廿八日渡ス</td> </tr> <tr> <td>残六円</td> <td></td> </tr> </table>      | 内五円 | 旧五月十日渡ス | 貳円  | 旧五月十九日渡ス | 参円 | 旧五月廿八日渡ス | 残六円 |           |
| 内五円                                                  | 旧五月十日渡ス                                                                                                                                                                                       |     |         |     |          |    |          |     |           |
| 貳円                                                   | 旧五月十九日渡ス                                                                                                                                                                                      |     |         |     |          |    |          |     |           |
| 参円                                                   | 旧五月廿八日渡ス                                                                                                                                                                                      |     |         |     |          |    |          |     |           |
| 残六円                                                  |                                                                                                                                                                                               |     |         |     |          |    |          |     |           |
|                                                      | 辛 味 藤 太                                                                                                                                                                                       |     |         |     |          |    |          |     |           |
| クロトグウ仲野                                              |                                                                                                                                                                                               |     |         |     |          |    |          |     |           |
| 一、実平 支配分ト貞七渡リ不残<br>政次郎                               |                                                                                                                                                                                               |     |         |     |          |    |          |     |           |
| 三拾六円ノ極メ                                              |                                                                                                                                                                                               |     |         |     |          |    |          |     |           |
|                                                      | <table border="0"> <tr> <td>内五円</td> <td>旧借金入レ</td> </tr> <tr> <td>六十匁</td> <td>七月廿六日渡シ</td> </tr> <tr> <td>十円</td> <td>七月廿六日渡ス</td> </tr> <tr> <td>六円</td> <td>八月十二日本人渡ス</td> </tr> </table> | 内五円 | 旧借金入レ   | 六十匁 | 七月廿六日渡シ  | 十円 | 七月廿六日渡ス  | 六円  | 八月十二日本人渡ス |
| 内五円                                                  | 旧借金入レ                                                                                                                                                                                         |     |         |     |          |    |          |     |           |
| 六十匁                                                  | 七月廿六日渡シ                                                                                                                                                                                       |     |         |     |          |    |          |     |           |
| 十円                                                   | 七月廿六日渡ス                                                                                                                                                                                       |     |         |     |          |    |          |     |           |
| 六円                                                   | 八月十二日本人渡ス                                                                                                                                                                                     |     |         |     |          |    |          |     |           |
| 旧八月廿一日迄ニ相スミ                                          |                                                                                                                                                                                               |     |         |     |          |    |          |     |           |

岩本藤太が下刈作業を請負っていることは明らかである。「実平・政次郎支配分」とあるのは、前節でみたように実平が合谷家との間にカンノ小作についての『約定証書』を取交していることからして、彼らがカンノ小作をしているところ、という意味であろう。とすれば、カンノ小作人と下刈労働者は別人ということになり、小作農民が作付後も造林地の手入のために動員されたということすら言えなくなる。だがそれはともかく、このような記帳は彼についてだけのものではなく、ほとんど全員にあてはまるし<sup>35)</sup>、また5年間とも同じ形式がとられているのだから、この時期の下刈が専ら請負形態で行なわれていたことは明らかである。もっとも1911～38年（大正・昭和期）には直雇直営形態が中心であったといったが、請負がなかったわけではない。しかしそれらはほとんどが極く小面積なものに限られており、ここでのような大規模造林については例がない。したがってこの時期において労働力は請負という形態で調達されたというとき、それはまさに大面積造林そのものがこのような請負労働力によって実行されたことを意味しているのであり、そこにこ

の時期の森林経営の特徴を見出していることに注意しなければならないのである。

ところで、合谷家の森林経営が請負形態によって実行されたということは、同家が買入れた労働力を駆使してその経営を行なったのではなく、労働の結果を購入したことを意味する。いいかえれば、農民の賃仕事の集積である。したがって、保育作業のために多数の労働者が雇用されたといっても、それは分業を伴なうところの協業という形態に農民労働を組織化したというものではなく、農民の賃仕事を単に大量に集積したものにすぎない。つまり、合谷家にとっては、個別労働の具体的態様、つまり労働過程の中身、が問題なのではなく、買入れたところの賃仕事の出来映えこそが問題であったし、それが将来どれほどの利廻りを実現するかが関心の的だったのである。

いうまでもなく造林活動は生産活動一般である。したがってその過程に賃労働が投ぜられるとすれば、そこには資本制的生産様式が形成されたものとみなされるであろう。しかし、合谷家の杉山手入の構造は請負いというところに最も端的に現われているように勝れて流通主義的である。つまりこの過程において投ぜられた資本は、小生産者に寄生し、基本的には小生産者の生産物の売買を通じて利益を得たところの、かの商人資本のそれとして機能しているのである。そしてこのよう流通主義的、商人資本的な側面が、前述したところの農民造林木の集積という形態での森林資産の拡大と、本質的に異なるものをもたないことは明らかである。

ともあれ、本節ではかの「激動の25年間」の、そのなかでもとくに明治期について、合谷家の杉山手入の構造をみてきたわけであるが、名子制度や地主制、カンノ小作などの古い関係は一般に日田林業の中身として理解されているほどには、その影を落していなかった。杉山手入の労働力は基本的には雇用労働であったし、またこのように賃労働であったからこそ大規模拡大造林が可能であったのである。もちろん、合谷家の実態において古い諸関係がほとんど認められないことは、同家が山元商人系譜の新興商人であること、大面積造林が奥地天然林で行なわれたこと、などのためそれらを動員することが社会的、地理的に困難だったという面があるのかも知れない。しかし地主の経済外強制は論外としても、カンノ小作の代償として農民が無償で杉を植付け、これを撫育するという構造が地主造林の最も主要な形態であったとするならば、それは明らかに誤りといわざるを得ない。なぜなら雇用労働に依拠するところの地主経営の成立を事実として認めないわけにはいかないからである。だが雇用労働による経営といっても、その内実は農民労働の大量集積にすぎず、したがって任意に個別農民労働に代位しえたのである。そして、そうであるが故に、いわば時と場合によってはカンノ小作の代償として無償で杉を植付け、撫育させるといふ、個別農民への育林過程の分散も可能だったのであり、そしてこれこそが日田林業においてカンノ小作と杉造林の結合として拡張して理解されるところのものの実態的基礎だったのである。

注 1) この文書は前掲『資料(3)』に収めているが、これとは別に次のような記録もある。

追加

全所 千二百九三番地字カコイノワキ

一、山林 貳町歩

此實測見積反別拾貳町歩

現在杉立木三十年生以下拾五年生以上参万本、頭木目通り廻り三尺五寸以下五寸以上

これは、同上：『資料（3）』には収めていないが、形式は全く同じであり、また「追加」という文字があることからいずれも同じ時期に、同じ目的で作成されたものと思われる。なお、用紙の紙質、大きさは本文のものとは異なっている。

- 2) 大日本山林会：『造林功労者事績（明治以降）』1938, p.211~217 参照。
- 3) 黒田：前掲『発達史』, p. 70 参照。
- 4) 山本氏は「山に杉の枝を挿付け其儘生長せしむる」ところの「直挿木造林」について次のように述べている。「一．直挿法は造林地に直ちに挿すものなれば、雑草の害を避くる為穂の長さを二尺以上に採らざるべからざる故に枝の三年乃至五年前生長したる古き部分を挿付部に存し且つ挿付後風の為め根部を動揺されて枯死するものなれば動揺を防ぐ為めに深く挿すを要す為め根を生ずること遅く早くて三四年を要するが故此期間に雑草風旱害其他の害に罹ること多し／二．乾燥地岩石々礫多き地又は強風を受くる地に造林することは不可能なり／三．下刈は挿穂苗造林より数年多く為す」（山本猶市：『日田地方の杉挿木に就て』『大分県山林会々報』1922, p. 16). また、こうした事情について『林業百科辞典 新版』は「一般に大型のさし穂を必要とするので、それを集めることが容易でなく、大面積に行なうには適しない。……活着が不確実で、枯損率も大きく、また活着しても発根がそろわないので成林も遅く、手入を多く要して、しかも良い成績を期待することがむずかしい」（同上, p. 327）と記している。

ところで、このような直挿造林を日田地方に定着させたのはカンノ作であった。すなわち、「木場作は林地の理学性をよくし、不可給態の肥料成分を分解して可給態となすので、耕作による地力消耗を補って餘りある外、土地を膨軟にし、保水力を高めて、林木の成長を促進するの效果がある。また……直挿や山地床挿などの有利な方法も木場作のため可能ならしめられたといえる」（佐藤外：前掲『日田の林業』p. 47）。なお、日田地方の直挿造林については上の文献のほかに、山本猶市：『日田の挿木に就て』, 1922(?), 小幡：前掲『技術史』p. 483~488, などがある。

- 5) 実生苗の利用が、上の注 4) でみたところの直挿造林の欠点を大きく克服する形で進められたことはいうまでもない。なお、この点については小幡：前掲『技術史』を参照のこと。
- 6) 中津江村の明治中期における杉植付本数を、前掲『事務報告』によって示せば次のとおりである。1892 年 30 万本, 1897 年 60 万本, 1898 年 70 万本, 1899 年 120 万本, 1900 年 100 万本, 1902 年 80 万本以上。
- 7) 黒田：前掲『発達史』, p. 70.
- 8) 船越昭治：『日本林業発展史』1960, p. 147~148, がその著例である。
- 9) 疑問の中身とその理由については本稿全体をとおして述べているわけであるが、最も基本的な問題は「名子制度」が、したがって「名主経営」が事実として存在していたか否かということ、また、カンノ作の時代的、場所的多様性を無視していることなどである。
- 10) 注 4) でみたように、直挿造林は個別的・局地的かつ集約的な施業を必要とし、したがって、カンノ作との結合を文字どおり不可欠とした。ところが「苗木」による造林は、少なくとも地拵や植付ならびにその後の撫育過程を一般化しえた。つまり、画一的な施業方式の採用が一定の面積的広がりのもとでも可能となったのである。そしてこのことは、これらの過程を賃銀労働の集積によって行なうことが十分に可能になったということでもある。直挿造林ではあまりにも危険が大きく、労働の成果としての杉立木の集積しかなかったが、実生苗造林では、労働そのものの集積さえ出来れば、「成林」を得ることが可能だったのである。
- 11) 森林経営のための労働力基盤は、明治末年に変化している。すなわち、従来は請負や苗木の購入という形で、合谷家のいわば外部で処理されていた労働過程が、直雇直営に切りかわり、地主経営の諸部門に調整的に充当しつつ、それらの一環として行なわれることになるのである。つまり、請負から企業内固定への推転である。

- 12) 前掲『資料(3)』所収の「郡有造林案」を参照のこと。
- 13) 野村編著：前掲『成立過程』，p. 301～302 に有力山守として「上平」の名前がでており、彼はまた大きな素材業者でもあるとされている。もちろんこのことをもって確定的なことをいうことはできないが、上平姓が実在することは確認できる。
- 14) 合谷家が前貸金によって収奪したものとしては、楮皮がもっとも典型的であるが、これの場合には、前借金と利息の元利金相当の楮皮を期限に差出すという形式をとっており、苗木の調達の場合はこれとは全く異なっている。
- 15) 合谷家の小作関係資料としては『小作取立帳』などの形のものが所蔵されているが、1894（明治27）～1912（大1）年の間のものはない。このため肝腎の明治30年代のそれが分らないわけである。しかし、小作地といっても同家の所有した耕地は1890（明23）年当時で、田が2町3反、畑が2町2反程度でしかないから、地主・小作関係など問題にする必要はないといってもいい。
- 16) 直挿造林が、技術的な条件からカンノ作と結合せざるを得なかったということについては注4)、注10)でも示唆したとおりである。すでに例示した文献以外としては、佐藤佐吉：『日田地方林業概説』『大分県山林会報』第14号、1925、p. 12、山本猶市：『日田之林業』1922(?)、p. 23～24、小野達道：『日田の林業』『大分県山林会報』第45号、1936、p. 9、佐藤義弥・岡本正文：『林業實態調査報告（大分県日田郡大鶴村）』、1950、p. 10～11、などがあり、その後のものは佐藤外：前掲『日田の林業』、および黒田：前掲『発達史』をいずれもその典拠としているので、一次資料としての意味は小さい。
- 17) 黒田：前掲『発達史』，p. 70。また山本氏も「地拵費は殆ど支出することなく……地味佳良にして殊に天然林伐採跡地の如きは表土深く朽土多くして里芋、大根、蕪青の如きは畑に作りたるより優良なるものを得るを以て山元の農民競ふて山間農業を為す故に山元民は造林箇所を尋ね廻り、林主に請ふて前作間作をなす之れを為すには夏季土用に焼払ひ蕎麦、芥子を播き翌年三月之れに植林し後二、三年間作をなすが故地拵費は全く要せざるのみならず、地元良き時は苗の植込迄農作者に於て為すを得」（山本：同上、p. 22～23）と中身は違うけれども造林が全くただで行ない得たと述べている。
- 18) 日田地方のカンノ作の内容については佐藤（義）外：前掲『大鶴村』p. 10～19に詳しい。
- 19) 佐々木高明：『日本の焼畑』1972、p. 124～133 参照。
- 20) 同上 p. 132～133。
- 21) 同上 p. 146～154 参照。
- 22) 佐々木氏は人工造林の進展において「焼畑小作の役割を過大に評価することはできないと考えている。この場合《林業前作農業型》の焼畑の経営を推進せしめてきたものについても、林業資本あるいは大地主の存在とそれに隷属する焼畑小作の役割を無視することはできないが、同時に山村における上・中階層を構成する自作農民や自小作農民たちの果たした役割も小さくなかったことをとくに指摘しておきたい」（同上、p. 150）と述べている。なお「《林業前作農業型》の焼畑はその内部に焼畑そのものの存在を否定する契機を内包している」（同上）のであり、したがって、津江地方でもカンノ作地への造林がいわば土地不足を現出せしめることになり、明治期の比較的自由なカンノ作から、大正以降の地主的カンノ作に再編されていくことになるのである。
- 23) 中津江村の1902（明治35）年の『事務報告』は、「<sup>(ママ)</sup>杉檜植殖ノ為メ茶原ハ変シテ杉林トナリ山茶摘取地ハ概シテ檜山ヲ以テ之ニ替ヘタレバ…」と、さらに翌03年はより事態が悪化したようで「海外輸出品トシテ販売ナスハ、独り茶ノミナリシニ、比年、商況不振ノ結果価格低下シ収支相償ハズシテ生産家ハ追々故有ノ茶園ヲ抛棄シ甚シキハ之ヲ山林植樹用ニ変更スル者アルニ至リシハ慨嘆ノ次第ナリ」との報告をしている。

- 24) 地主がその所有林野で農民労働にある程度依拠しつつ、一定の規模での拡大造林を行なうためには、農民の論理の単なる集積では不可能である。つまり、カンノ作に依拠して造林する場合、カンノ作の規模などは農民の論理に基礎をおくわけで、それが地主の拡大造林のテンポとは無関係であることは、杉立木の集積を考えればよくわかる。したがって、カンノ作そのものを農民に強制しなければ、大規模の拡大造林は不可能である。ところが、地主はかかる強制力をすでに持っていなかったのだから、地主の造林地でのカンノ作がより有利だという条件がなければならなかったのである。そしてその条件とは、無償でカンノが出来ることだったのである。ところがこれは再造林の段階になると異なってくる。天然林でのカンノ作の場合森林の伐採については農民の側にそれなりの意志が働き、主導権をもちうる。しかし、人工林化が進んでくると、とくに人工林の場合その森林を伐採するか否かの決定権は決定的に地主のものである。したがってこの段階では、むしろ地主に有利な形で関係が結ばれることになると思われる。
- 25) 里山地帯でのカンノ作は先の中元氏の話にもあるように極めて集約的であり、期間も長かったので、カンノ作の間に造林木が成育し、それ自体のための撫育作業を要しなかったことは大いにありうることである。そして村外所有者の林野ではこうしたカンノ作は世話人のいわば特権であった。しかし、いうまでもなく里山は地元の農民によって所有されるところが多く、したがって、こうした形でカンノ作と杉造林を結合させていったのは農民自身（自作地での造林）であることの方が、初期的には多かったのではなかろうか。
- 26) 合谷家の造林は1890年代にすでに本格化しており、この記録の1907年は遅すぎる。また1908年に現水田共有林を購入して造林を始めているが、しかし、その面積は20ha 足らずしかない。したがって拙稿：前掲『日田林業地帯』において、これを合谷家の造林実績とみなしたことは誤りであった。しかし、これが当時日田地方でかなり広く行なわれていた「吉野式造林」の実績の一つの例であったことは確かであると思う。
- 27) もっとも植付本数が6,000本に達すれば、カンノ作を植付後に行なうことはできない。
- 28) 地明製炭については言及しなかったが、その意義も忘れてはならない。高松外：前掲『中津江村』, p. 115 参照。なお合谷家には製炭に関する資料としては1917（大正6）年の『大正六年一月起 長谷部専次口木炭受入帳 小坪』が最も古く、明治期のことについてはわからない。
- 29) この『手入明細帳』は「第参号」であるから、この前に第1号、第2号の『手入明細帳』があったことがわかる。そして第1号には1895～98年の4カ年間で、第2号に1899～1903年の5カ年間の分が記帳されていたものと思われる。そして、第1号が1895（明治28）年に始まっているということから合谷三郎による大規模造林がこの年に開始されたことを知る。
- 30) 注15) で述べたように、合谷家は耕地地主としては小規模なものであり、彼の小作人を「大規模に動員」するなど全くの不可能事であった。しかし一人の地主が部落全部を支配するなどということは日田地方でもむしろ希なのであるから、その意味では合谷家の事例は日田地方の一般的状況を示すものといってよく、したがって地主—小作によって森林経営の成立を説明することは誤りであるといわなければならない。
- 31) もっともカンノ小作農民と「杉山手入」人夫が別々に存在していたことを示す記録も合谷家にはある（後述）ので、一概にはいえない。
- 32) 甲斐原一朗：『林業政策論』, 1955, p. 226～238 参照のこと。
- 33) 伝来型地主の解体過程は近世村落の形成、したがって自立農民の上向運動の過程でもあった。他方合谷家の山元集荷商人としての活動はこの農民の上向化を促進する側面を一面ではもっていたのであるから、伝来型地主の解体を促進する立場にあったことは明らかである。のみならず、合谷家はこうした蓄積を基盤に雇用労働によって「資本」としての確立を指向したわ

けであるが、それは結局「地主」へと屈折することになる。

34) すなわち、森林経営の「地代取得的」・「商人資本的」性格。

35) つまり、岩本某があたかも請負業者のように全面的に作業を請負っていたのではなく、造林地をいくつかに分けそれぞれを請負わせていたわけである。もちろんこれら請負人がその作業を1人でこなしたとは限らない。彼らが労働者の雇用者として立ちあらわれることもあったかも知れない。しかし、そうだとすると、後に述べるような地主森林経営の流通主義的性格が変わるわけではない。

### Résumé

I aim to research formation and structure of the landowner's forest management at the establishing stage, using old papers which has been kept by Goya's Family, at Nakatsue village, Hita district, Oita prefecture, from the last stage of Edo Era to 1970. The area of the family's forest is about 600 ha. composing 170 ha. bought during 1880-1915 at Hita district, and the 430 ha. bought during 1955-1970 at Kumamoto prefecture and others.

The Goya's forest management was founded during 1890-1915, the period which the objective of this study was needed.

At first, Goya's forest management was begun by gathering the peasants' planted trees which were direct slip planting after shifting cultivation.

And then, the family bought inaccessible forest from the older landowners, who were being ruined because they were not able to fit the new age, and expanded man-made forest at these natural forest.

At that time the expanding land was planted with seedling, because Saburo Goya, the head of the family in 1890-1931, was taught by foresters in Yoshino and Owase. Then limit of direct slip planting was conquered, and afforestation of large area became possible. The family bought seedlings nursed in hamlet.

Then the work of silviculture was composed of 'soil preperation', 'planting' and 'tending'. Soil preperation was oftenly one part of shifting cultivation therefore this work was done by the tenant farmers of forest land for nothing. The family only employed waged laborers for 'planting' and 'tending' but they were not tenant farmers of forest and farm as the established theory pure wage-workers. They were poor peasants, and undertook these work.

Goya's forest management was established with job work organization of peasants during 1890~1931 like method of buying small planted forest from peasants at first. Therefore Goya's forest management was not the modern capitalistic management but only mercantilism.

So, I conclude that the landowner's forest management at the establishing stage was based on the using of the seedling plant, and very mercantile.